

# EPA活用マニュアル



・・・日本メキシコEPA版・・・



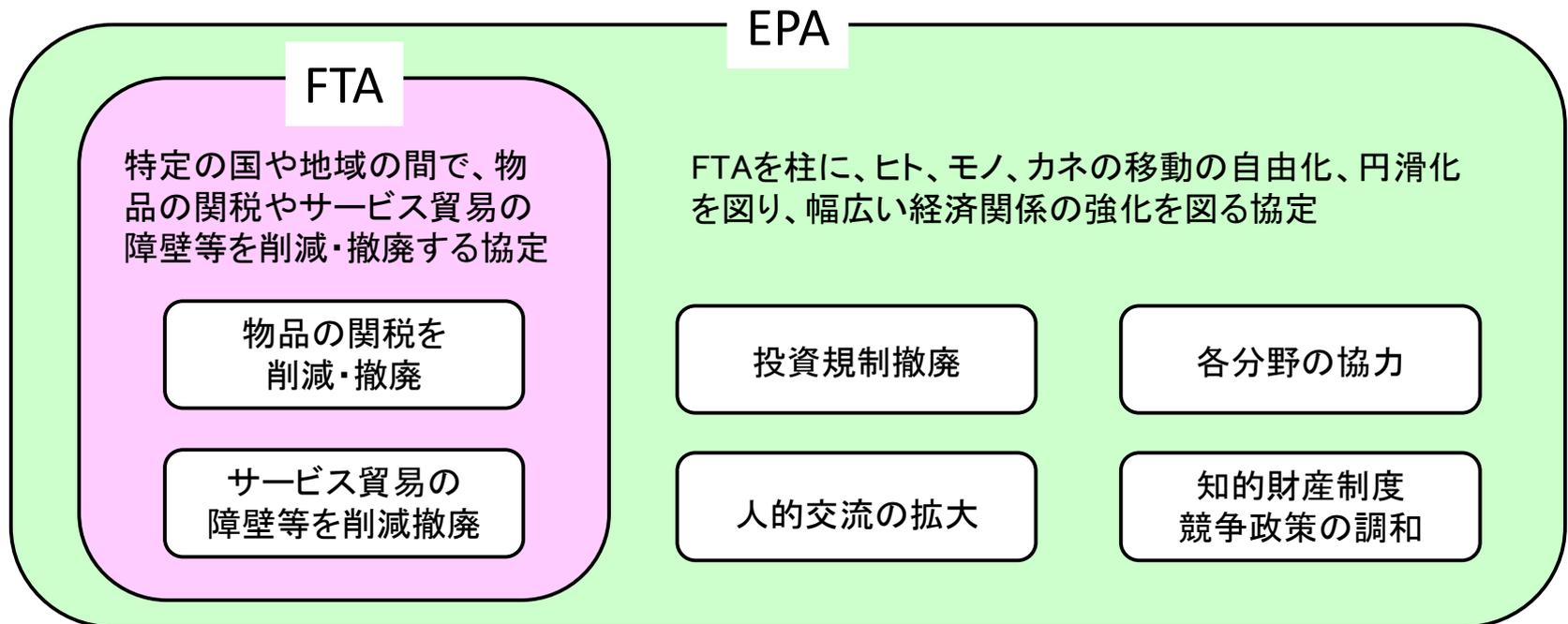
第1部	特惠税率適用までの流れ	02～08頁
第2部	関税率表の見方	09～16頁
第3部	譲許表の見方	17～31頁
第4部	原産地規則とは何か	32～35頁
第5部	原産地証明書の取得	36～45頁
第6部	積送基準、GSPなど	46～49頁

2017年12月15更新

ジェトロ・貿易投資相談課

日本メキシコ経済連携協定は  
2005年4月1日発効！

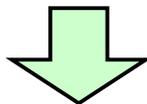
経済連携協定 EPA・・・Economic Partnership Agreement  
自由貿易協定 FTA・・・Free Trade Agreement



## 日メキシコEPAの発効により・・・

- ★ 日本からメキシコに輸出する物品、およびメキシコから輸入する物品の関税が削減・撤廃される品目がある
  - 即時撤廃になるもの
  - 段階的に削減し、いずれ撤廃になるもの
  - 今回は妥結に至らず、再交渉するもの
  - 除外するもの・・・関税の削減・撤廃が行われないもの

- ★ 日メキシコEPA特恵税率  
・・・日メキシコEPAによって、削減・撤廃される税率



- ★ メキシコに輸出(またはメキシコから輸入)する物品の特恵税率を調べ、特恵税率適用を受けるための原産地証明書を取得する

## EPA特恵税率が適用されるための要件

1、2、3のすべてが必要

### 1. 対象輸入産品にEPA特恵税率が設定されているか？

日本からメキシコに輸出・・・メキシコ側EPA特恵関税率表を確認  
メキシコから日本に輸入・・・日本側EPA特恵関税率表確認  
将来の関税引き下げスケジュールは両国各々の譲許表を参照

### 2. 輸入貨物にEPA特恵税率の適用資格(原産資格)があるか？

- 2-1 [原産地規則](#)を満足していることおよび[積送基準](#)を満足していること
- 2-2 そして、それを[証明](#)すること

原産地規則を満足している証明は[原産地証明書](#)

積送基準を満足している証明は[運送要件証明書](#)(通しの船荷証券の写し等)

### 3. 特定原産地証明書および運送要件証明書(通し船荷証券の写し等)を輸入国税関に対して提出すること

## EPA特恵関税を利用するための手順(輸出の場合)

### 1. 経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)の調査

⇒輸出先が決定したら輸出国と輸入国が発効しているEPA/FTAを調べる

ジェトロ 「世界のFTA一覧」 <https://www.jetro.go.jp/world/reports/2015/01/14985ca67be82942.html>

WTO Regional Trade Agreements Information System (RTA-IS) <http://rtais.wto.org/UI/PublicMaintainRTAHome.aspx>

米州機構 Foreign Trade Information System [http://www.sice.oas.org/agreements\\_e.asp](http://www.sice.oas.org/agreements_e.asp)

UNESCAP Asia-Pacific Trade and Investment Agreements Database

<http://www.unescap.org/resources/asia-pacific-trade-and-investment-agreement-database-aptiad>

### 2. HSコードの特定: 輸入国税関の判断したHSコードが必要

⇒輸入国で過去同一品を輸入した経験があれば、その時の税関が許可した輸入許可証に記載されているHSコード、対象品を初めて輸入するのであれば輸入者に文書による品目分類の事前教示(Advance Ruling of Tariff Classification)にてHSコードを確認してもらう。

HSコード6桁はHSコードを使用している国では共通であるが、5年ごとに改定される。日本が締結している経済連携協定では 以下のとおりそれぞれ使用されているHSコードの年度が明記されている。その特定原産地証明書には以下のHSコードで記載しなければならない。

2002年版HSコードで規定されているEPA⇒日シンガポール、日メキシコ、日マレーシア、日チリ、日タイ、日インドネシア、日ブルネイ、日アセアン、日フィリピン

2007年版HSコードで規定されているEPA⇒日スイス、日ベトナム、日インド、日ペルー

2012年版HSコードで規定されているEPA⇒日オーストラリア、日モンゴル

### 3. 経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)の特恵関税率と最恵国(MFN)税率を調べる

⇒通常輸入の場合適用されるMFN税率とEPA/FTA特恵関税率を調べ比較する

ジェトロ「世界各国の関税率」 <https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

EPA/FTA特恵関税率:各協定附属書などの関税スケジュール表(譲許表)から調べる

### 4. 対象輸出品に求められている原産地規則を調べ、その原産地規則を満たし、それを証明し、特定原産地証明書を受給して輸入者に送る

⇒利用するEPAあるいはFTAの品目別規則(PSR)を調べ、原産地規則の規定がなく一般原産地規則の規定がある協定は、一般原産地規則が原産地規則である

日本商工会議所 「特定原産地証明書発給申請マニュアル」 [https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa\\_manual.html](https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html)

## EPA特恵関税を利用するための手順(輸入の場合)

### 1. 経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)の調査

⇒輸出国と輸入国が発効しているEPA/FTAを調べる

ジェトロ 「世界のFTA一覧」 <https://www.jetro.go.jp/world/reports/2015/01/14985ca67be82942.html>

WTO Regional Trade Agreements Information System (RTA-IS) <http://rtais.wto.org/UI/PublicMaintainRTAHome.aspx>

米州機構 Foreign Trade Information System [http://www.sice.oas.org/agreements\\_e.asp](http://www.sice.oas.org/agreements_e.asp)

UNESCAP Asia-Pacific Trade and Investment Agreements Database

<http://www.unescap.org/resources/asia-pacific-trade-and-investment-agreement-database-aptiad>

### 2. HSコードの特定: 輸入国税関の判断したHSコードが必要

⇒輸入国で過去同一品を輸入した経験があれば、その時の税関が許可した輸入許可証に記載されているHSコード、対象品を初めて輸入するのであれば文書による品目分類の事前教示(Advance Ruling of Tariff Classification)によるHSコードを確認。

協定の原産地規則を調べた後、利用するEPA/FTA特恵関税を確認し、そのHSコードを輸出者に連絡する。

HSコード6桁はHSコードを使用している国で共通であるが、5年毎に改定される。日本が締結している経済連携協定ではそれぞれ使用されているHSコードの年度が明記されている。その特定原産地証明書には以下のHSコードで記載しなければならない。

2002年版HSコードで規定されているEPA⇒日シンガポール、日メキシコ、日マレーシア、日チリ、日タイ、日インドネシア、日ブルネイ、日アセアン、日フィリピン

2007年版HSコードで規定されているEPA⇒日スイス、日ベトナム、日インド、日ペルー

2012年版HSコードで規定されているEPA⇒日オーストラリア、日モンゴル

### 3. 経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)の特恵関税率と最恵国(MFN)税率を調べる

⇒通常輸入の場合に適用されるMFN税率とEPA/FTA特恵関税率を調べ比較する

ジェトロ「世界各国の関税率」 <https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

EPA/FTA特恵関税率: 各協定附属書などの関税スケジュール表(譲許表)から調べる

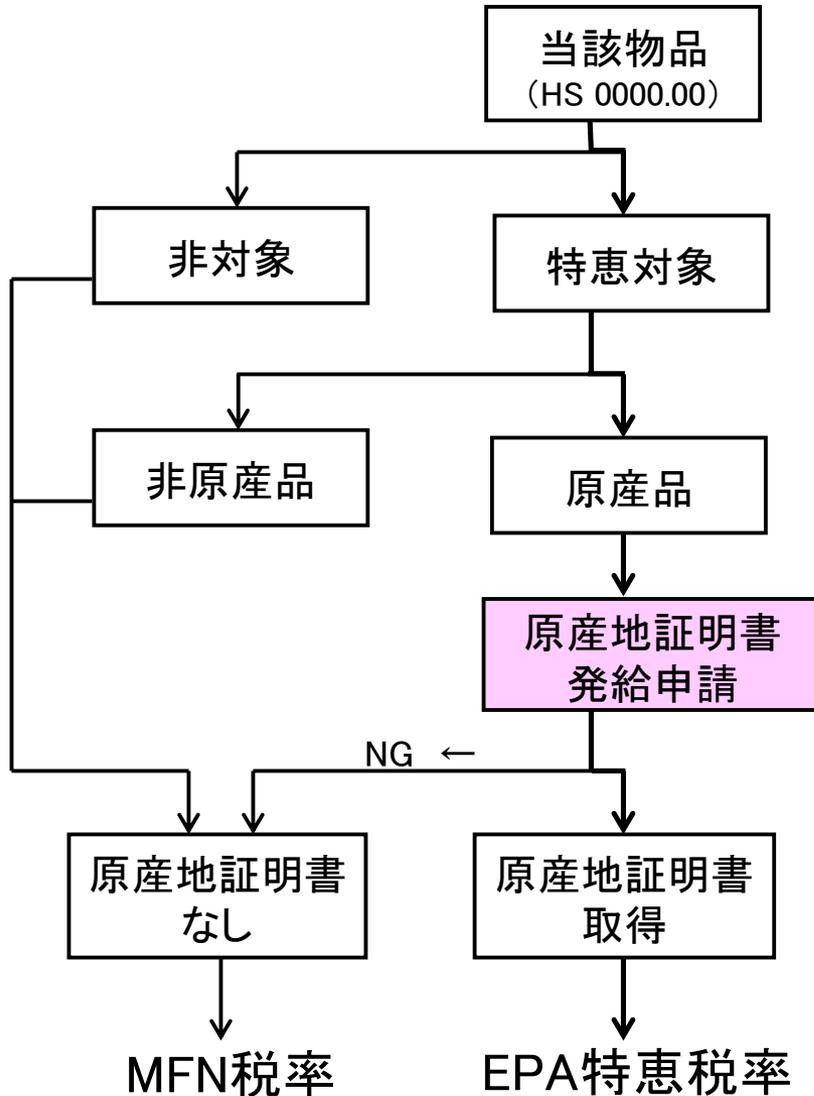
### 4. 対象輸入産品に求められている原産地規則を調べ、その原産地規則を満たしていることを輸出者に確認する

⇒利用するEPAあるいはFTAの品目別規則(PSR)を調べ、原産地規則の規定がなく一般原産地規則の規定がある協定は、一般原産地規則が原産地規則である。

日本商工会議所「特定原産地証明書発給申請マニュアル」[https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa\\_manual.html](https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html)

### 5. 対象輸入産品とその特定原産地証明書が到着後、EPA/FTA特恵関税適用を申告する輸入申告書に特定原産地証明書、船荷証券の写し、通常の輸入申告に必要な書類を添付して税関に提出する

## 日本からの輸出にEPAを利用する場合



HSコードが分からない場合、

- ・輸入者を通じて輸入国税関に照会する
- ・または、過去に同じ産品を同じ国に輸出した実績があれば、その輸入許可書上のHSコードを確認する(11-12頁参照)

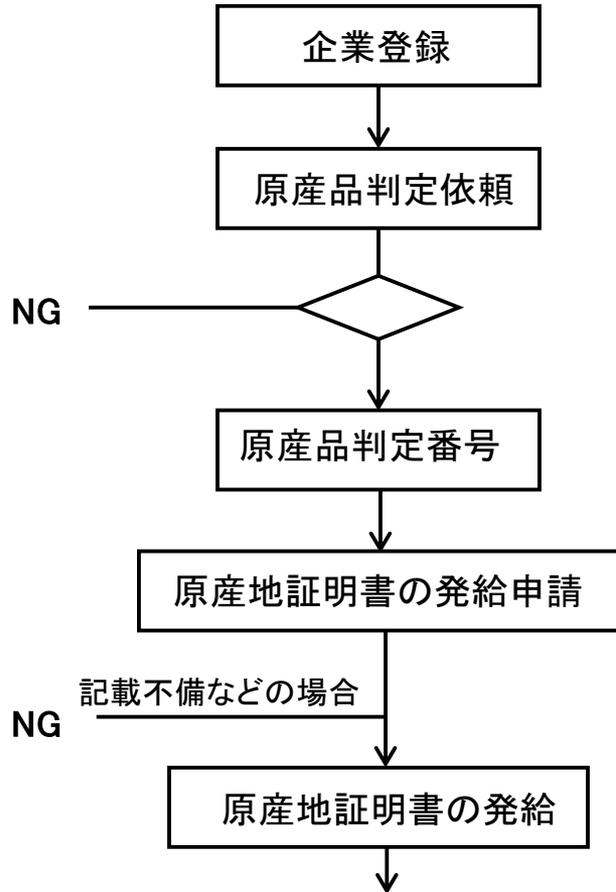
特恵関税を関税率表および協定附属書1(譲許表)から調べる

原産地規則を協定附属書2(原産地規則)から調べる

日本商工会議所(および各地商工会議所)に原産地証明書の発給を申請をする(次頁参照)

	関税率表および譲許表 (原産地規則は締約国共通)	発給申請
輸出	メキシコ側を調べる	日本で
輸入	日本側を調べる	メキシコで

## 原産地証明書発給の流れ



輸出者および原産品判定依頼を行う生産者の企業登録。  
企業登録番号、ログインID、パスワードが通知される。  
登録内容に変更がない限り、2年間有効

輸出者が生産者でない場合、輸出者の依頼を受けた生産者が原産品判定依頼を行うには当該生産者の企業登録も必要

当該産品が附属書2(品目別規則)の原産地規則を満足する  
原産品確認書およびその証拠書類を準備して(5年あるいは3年  
間保存義務あり)、インターネット上で「特定原産地証明書発給  
システム」にアクセスし、必要情報を入力し、判定を依頼。必要  
に応じて、申請に係る物品の原産品確認書、関係者への照会、  
あるいは調査がある

原産品と判定されると原産品判定番号が付与される。  
申請内容に変更がない限り、有効期限なし

輸出者は輸出の都度、原産地証明書を取得する

例えば毎月のように継続して輸出する場合、まず、当該物品  
の原産品判定を受けておく ⇒ 「原産品判定番号」を取得して  
おく。以降、輸出の都度、原産地証明書のみ、申請・受給する

輸入締約国の輸入業者に送付  
業者は税関に提出、特恵税率で通関

詳しくは日本商工会議所ウェブサイト参照  
<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tetsuduki.html>

## 関税率を調べる

- ★ 当該物品のHSコードを確認する
  - HSコードとは…すべての貿易品目の分類に用いられる世界統一番号
  - HSコードが分からない時は税関に問い合わせる(11頁参照)
- ★ HSコードから各国の(現在の)特恵関税率を調べる  
協定附属書1(譲許表)から調べる。その他以下の調べ方がある。
  - 日本の関税率
    - 税関のウェブサイトから調べる(最新版実行関税率表)
  - メキシコなど世界各国の関税率
    - ジェトロ・ウェブサイトでユーザー登録をして、「WorldTariff」(データベース)から調べる(16頁参照)
- ★ 段階的引き下げ品目の来年度以降の特恵関税率は外務省ウェブサイトにある協定附属書1(譲許表)から調べる(18頁以降参照)
  - 表の4欄に「A」とある品目は発効日に撤廃
  - 「B」の品目は段階的に毎年引き下げ…発効日に最初の引き下げが行われ、以降日本メキシコ両国共に、毎年4月1日に引き下げられる

## (参考) 関税分類番号(HSコード)の特定

### ★正しい関税分類番号確定の重要性

EPAを利用して輸出入取引する場合、まず正しい関税分類番号の特定が極めて重要になる。EPAの物品貿易ではEPA税率、品目別規則共に関税分類番号(HSコード)をベースに規定されている。従って、関税分類番号を間違えると税率・品目別規則が異なることになり、EPA本来の貿易自由化等の意図が反映されなくなることがある。EPAを利用した取引でHSコード違いのトラブルが多発しているため、要注意。

### ★関税分類番号(HSコード)とは？

通称「HS条約」と呼ばれる「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」に基づく。このHS条約は1988年1月から発効しており、2017年7月現在155カ国・地域が加盟、HS適用国(含HS条約非加盟国など)は208カ国・地域にのぼる。

HS: Harmonized Commodity Description and Coding System

### ★関税分類と統計品目番号

HS条約では6桁を条約加盟国共通とし、7桁目～10桁目の4桁分の数字は各加盟国が独自に細分化し番号を付与して統計用に使用したり、独自の通関システムに使用する番号を付与するなどして利用できる。日本の場合、6桁に3桁の統計品目表の細分番号を加えた数字を統計用として使用している。EPAでは6桁の関税分類番号(HSコード)で規定されている。

関税分類の事例(さくらんぼの例) 08⇒類、0809⇒項、0809.20⇒号 統計品目番号(さくらんぼの例) 0802.20-000

### ★取り扱い品目の関税分類番号の特定(HSコードの特定は輸入国税関が行う)

(1) 日本から輸出の場合: 6頁参照

(2) 日本への輸入の場合: 7頁参照

(注) 輸入締約国の税関と輸出締約国税関の関税分類判断が異なる場合は、輸入締約国税関の判断が優先する。

「関税分類(税番)や関税率などについての照会」

<http://www.customs.go.jp/question2.htm>

「事前教示制度(品目分類関係)」

<http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#a>

「事前教示回答(品目分類)の公開について」

[http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1203\\_jr.htm](http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1203_jr.htm)

「輸入貨物の品目分類事例」

[http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/bunruijirei/bunruijirei\\_index.htm](http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/bunruijirei/bunruijirei_index.htm)

「関税率表解説・分類例規」で調べてみる

<http://www.customs.go.jp/tariff/kaisetu/index.htm>

## (参考) EPAに係る関税分類番号(HSコード)の取り扱い

### ★ HSコード体系の改定

「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約(HS条約)の附属書」は5年ごとに改定される。2017年1月1日より関税率法別表(関税率表)および輸出入統計品目などは2017年版HSコードに基づく表記に改定されている。現在ではHS条約加盟国のほとんどで輸出入申告書等の手続きは2017年版(最新版)HSコードに基づいて行われている。

### ★ EPA譲許表と輸出入申告にあたってのHSコード

EPAを利用する対象製品の最新HSコードが過去の統一システムのHSコードから変更された品目の場合、原産地証明書上のHSコードと輸入申告書上のHSコードは異なるので要注意。(6-7頁参照)

参考資料:

税関「関税分類の概要」	<a href="http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1201_jr.htm">http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1201_jr.htm</a>
税関「輸出統計品目表2017年版」	<a href="http://www.customs.go.jp/yusyutu/2017/7">http://www.customs.go.jp/yusyutu/2017/7</a>
税関「実行関税率表2017年5月16日版」	<a href="http://www.customs.go.jp/tariff/2017_5/">http://www.customs.go.jp/tariff/2017_5/</a>
税関「輸出入手続きの便利な制度」	<a href="http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#a">http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#a</a>
税関「輸入申告書」	<a href="http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_C/C5020.pdf">http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_C/C5020.pdf</a>
税関「輸入申告書記載要領」	<a href="http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_C/C5020k.pdf">http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_C/C5020k.pdf</a>
ジェトロ「事前教示制度:メキシコ」	<a href="https://www.jetro.go.jp/world/qa/J150805.html">https://www.jetro.go.jp/world/qa/J150805.html</a>

HSコードに関してのお問い合わせは下記税関担当部署(関税監査官/税関相談官)にご連絡ください。

函館税関:0138-40-4716/0138-40-4261  
横浜税関:045-212-6156 /045-212-6000  
大阪税関:06-6576-3371/06-6576-3001  
門司税関:050-3530-8373/050-3530-8372  
沖縄地区税関:098-862-8692/098-863-0099

東京税関:03-3529-0700  
名古屋税関:052-654-4139/052-654-4100  
神戸税関:078-333-3118/078-333-3100  
長崎税関:095-828-8669/095-828-8619



## 関税の種類（日本の場合）

基本税率	協定や別途法律で定めのない限り適用する原則的な税率。現在、東ティモール、北朝鮮、赤道ギニア、レバノンなど数カ国に適用	
WTO協定税率	WTO全加盟国・地域および二国間条約で最恵国待遇を約束している国からの製品に対しそれ以上の関税を課さないことを約束（譲許）している税率（協定外の国・地域であっても、相互主義に則り、その国・地域との外交関係も考慮し、協定税率が適用される）	
一般特惠税率 （GSP税率）	開発途上国で、特惠関税の供与を希望する国のうち、わが国が当該供与を適当と認めた国（特惠受益国）を原産地とする輸入貨物に対して適用される税率。開発途上国の輸出、所得の増大、工業化と経済発展の促進を図るため、開発途上国から輸入される一定の農水産品、鉱工業産品に対し、一般の関税率よりも低い税率（特惠税率）を適用する制度（GSP: Generalized System of Preferences）特惠原産地証明書（Form A）が必要	
特別特惠税率 （LDC税率）	特惠受益国のうち、後発開発途上国（LDC）を原産地とする輸入貨物に対して適用される税率であり、税率は全て無税。また、LDCを原産地とする一般特惠対象品目を輸入する場合も、LDC特惠税率が適用され、無税となる。LDC特惠税率の適用には、原則として、特惠原産地証明書（Form A）の提出が必要。関税暫定措置法で定められている	
協定特惠税率 （EPA特惠税率）	日シンガポールEPA、日メキシコEPA、日マレーシアEPA、日チリEPA、日タイEPA、日インドネシアEPA、日ブルネイEPA、日アセアンCEP、日フィリピンEPA、日スイスEPA、日ベトナムEPA、日インドEPA、日ペルーEPA、日オーストラリアEPA、日モンゴルEPAの協定税率	
	協定	非協定
特惠	EPA特惠税率 （対：シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、アセアン、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴル）	一般特惠（GSP）税率 特別特惠（LDC）税率
非特惠	WTO協定税率	基本税率

出所：税関「関税のしくみ」、外務省「特惠関税制度」から一部抜粋

## 日本のMFN税率

WTO加盟国、便益関税受益国及び二国間協定により最恵国待遇(MFN)を認めている国を原産地とする輸入貨物に適用する最恵国待遇税率(MFN税率)は以下の通り決定される

協定税率が設定されている品目	暫定税率が設定されている品目	暫定税率 > 協定税率である品目	⇒	協定税率を適用
		暫定税率 ≤ 協定税率である品目	⇒	暫定税率を適用
	暫定税率が設定されていない品目	基本税率 > 協定税率である品目	⇒	協定税率を適用
		基本税率 ≤ 協定税率である品目	⇒	基本税率を適用
協定税率が設定されていない品目	暫定税率が設定されている品目		⇒	暫定税率を適用
	暫定税率が設定されていない品目		⇒	基本税率を適用

MFN: Most Favored Nation (最恵国待遇)

出典: 税関ウェブサイト「税率決定までの流れ」より一部抜粋

# ジェットロ・ウェブサイトからメキシコの関税率を調べる

## 世界各国の関税率

<https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

**JETRO**  
日本貿易振興機構(ジェトロ)

海外ビジネス情報 | サービス | 国・地域別に見る | 目的別に見る | 産業別に見る

目別に見る > 輸出 > 世界各国の関税率

### 輸出

輸出のコンテンツ一覧

## 世界各国の関税率

このページを印刷する

米国FedEx Trade Networks社が有料で提供している世界の関税率情報データベース「WorldTariff」です。ジェトロと同社との契約で、日本の居住者はどなたでも、同社のサイトから無料で「WorldTariff」をご利用いただけます。

### ご利用の前に

「WorldTariff」を利用して得たデータおよび印刷物は、著作物への利用、第三者への販売、その他再配布はできません。ご利用にあたっては同社ウェブサイトへの登録および同社の使用許諾条件の遵守が必要であることをご承知ください。ジェトロは「WorldTariff」の情報およびこの情報に基づいて行われた行為の結果についていかなる意味でも責任を負うものではありません。「利用規約」をご確認ください。データの更新状況は「リソースセンター」の「WorldTariff出版日付」のページにて必ずご確認ください。

### 収録内容

世界175カ国の関税率が検索できます。MFN税率（WTO協定税率）の他に、GSP（特恵税率）の税率も収録されています。また、輸入時にかかる諸税（付加価値税・売上税・酒税など国により様々）も調べることができます。[詳しく見る](#)

### 初めての方へ

WorldTariffのウェブサイトでのユーザー登録が必要です。[詳しく見る](#)

### 登録ユーザーの方

既にユーザーネームとパスワードをお持ちの方はこちらから。[利用方法](#)をご確認ください。[検索画面へ](#)

初めての方は WorldTariffのユーザー登録が必要

⇒ ジェトロ・ウェブサイトユーザーIDとパスワードが(即)取得可

My Profile | Support | Locations | English | Search or tracking number

**FedEx** Shipping Tracking Manage Learn FedEx Office

WorldTariff®

## Global trade. Optimized.

Your source for international customs duty and tax information.

Home  
About WorldTariff  
Register  
Testimonials

### WorldTariff®

Access up-to-date global trade tariff information at your fingertips and in English. WorldTariff helps you navigate the complexities of international trade easily and affordably.

Registered WorldTariff Users

ユーザーIDとパスワードを入力してください。

ユーザーID

パスワード

パスワードをお忘れの場合 [ログイン](#)

News

Canada Post Corporation Issues a 72-Hour Lock-Out Notice

More News

Contact Us

WorldTariff Customer Service  
(24 hours a day, 7 days a week)  
1 866.268.7602  
ftinfo@fedex.com

U.S. Headquarters  
FedEx Trade Networks  
6075 Poplar Ave, Suite 300  
Memphis, TN 38119

New and convenient payment options now available. Register now to access customs areas. [Learn More](#)

# WorldTariffの画面

国名、品目 (HSコード) を選択しSubmitをクリック



仕向け国/輸出先  
Mexico

類/部名  
94 - Furniture; bedding, mattresses, mattress supports, cushions and similar stuffed

項  
9405 - LAMPS AND LIGHTING FITTINGS INCLUDING SEARCHLIGHTS AND

テキスト 番号 リセット Submit

Mexico - Chapter 94 - Furniture; bedding, stuffed furnishings; lamps and lighting fittings, illuminated name-plates and the like, having a permanently fixed light source, and parts thereof not elsewhere specified or included; Section Notes

HS Number	Description	Unit	Rate
9405	LAMPS AND LIGHTING FITTINGS INCLUDING SEARCHLIGHTS AND SPOTLIGHTS AND PARTS THEREOF, NOT ELSEWHERE SPECIFIED OR INCLUDED; ILLUMINATED SIGNS, ILLUMINATED NAME-PLATES AND THE LIKE, HAVING A PERMANENTLY FIXED LIGHT SOURCE, AND PARTS THEREOF NOT ELSEWHERE SPECIFIED OR INCLUDED.		
9405.10.01	-- Lamps fitted with batteries		
9405.10.02	-- Chandeliers		
9405.10.03	-- Of iron or steel, other than those of a kind used for lighting		
9405.10.99	-- Other		
9405.20.01	-- Electric table, desk, bedside or floor-standing lamps		
9405.20.99	-- Other		
9405.30.01	-- Lighting sets of a kind used for lighting		
9405.40.01	-- Other electrical lamps and lighting fittings: -- Other electrical lamps and lighting fittings	piece	15%
9405.50.01	-- Lamps of iron or steel, working on liquid or gas fuel	piece	15%
9405.50.99	-- Other	piece	15%
9405.60.01	-- Illuminated signs, illuminated name-plates and the like: -- Illuminated signs, illuminated name-plates and the like	piece	15%
9405.91.01	--- Borosilicate bulbs for lamps or lanterns operated by liquid or gas fuel	kg	Free
9405.91.02	--- Bulbs for lamps or lanterns operated by gas fuel, other than those falling within subheading 9405.91.01	kg	5%
9405.91.03	--- Glass elements for lighting or signaling	kg	5%
9405.91.04	--- Semi-finished unleaded glass pieces (blanks), polyhedric in shape and	kq	Free

品目別原産地規則

Agreement Specific Rules of Origin for 9405.40.01

Commodity Description  
9405 LAMPS AND LIGHTING FITTINGS INCLUDING SEARCHLIGHTS AND SPOTLIGHTS AND PARTS THEREOF, NOT ELSEWHERE SPECIFIED OR INCLUDED; ILLUMINATED SIGNS, ILLUMINATED NAME-PLATES AND THE LIKE, HAVING A PERMANENTLY FIXED LIGHT SOURCE, AND PARTS THEREOF NOT ELSEWHERE SPECIFIED OR INCLUDED.

Mexico Rules of Origin  
9405.10-9405.90 A change to subheading 9405.10 through 9405.60 from any other chapter, or A change to subheading 9405.10 through 9405.60 from subheading 9405.91 through 9405.99, whether or not there is also a change from any other chapter, provided there is a regional value content of not less than 50 percent.

- ①MFNと特恵関税を比較して低い方が表示される
  - ②どの税率を適用しているかが表示される
- MFN税率 (Most-Favored Nation Treatment・・・最恵国待遇)

Preferential Duties and Taxes for 9405.40.01 Entering Mexico

仕向け国/輸出先  
Mexico

類/部名  
94 - Furniture; bedding, mattresses, ma

項  
9405 - LAMPS AND LIGHTING FITTINGS

テキスト

輸入に課されるその他の税

Name	Tax Rate
VAT	16%
CPF	0.8%

原産国ごとの最も低い税率

Country of Origin	Duty Rate	Rate Description
Albania	15%	MFN Applied
Algeria	15%	MFN Applied
Angola	15%	MFN Applied
Italy	Free	European Union Trade Agreement
Jamaica	15%	MFN Applied
Japan	2.3%	Mexico- Japan Free Trade Agreement
Jordan	15%	MFN Applied
Kazakhstan	15%	MFN Applied
Kenya	15%	MFN Applied
Kuwait	15%	MFN Applied

譲許スケジュール

Japan Free Trade Agreements Economic Partnership Agreements

MX HS number 9405.40.01

Commodity Description  
LAMPS AND LIGHTING FITTINGS INCLUDING SEARCHLIGHTS AND SPOTLIGHTS AND PARTS THEREOF, NOT ELSEWHERE SPECIFIED OR INCLUDED; ILLUMINATED SIGNS, ILLUMINATED NAME-PLATES AND THE LIKE, HAVING A PERMANENTLY FIXED LIGHT SOURCE, AND PARTS THEREOF NOT ELSEWHERE SPECIFIED OR INCLUDED; -- Other electrical lamps and lighting fittings:

Year	Rate
2005	20.7%
2006	18.4%
2007	16.1%
2008	13.8%
2009	11.5%
2010	9.2%
2011	6.9%
2012	4.6%
2013	2.3%
2014	Free

The first reduction is on April-1, 2005. Subsequent annual reductions are on 1 April.

Imports of inputs, machinery and equipment by "maquiladoras" and similar businesses possessing authorization from the Secretary of the Economy qualify for a reduced rate of 0.176% when they are destined for use in the production, transformation or repair of goods for re-export. Imports from Canada, Chile, Colombia, Costa Rica, El Salvador, Guatemala, Honduras, the United States and Venezuela are exempt. Importers of goods originating in the European Union, the European Free Trade Association (Iceland, Liechtenstein, Norway and Switzerland) and Israel have the option of paying a flat rate per import declaration as indicated in Article 49, Fraction IV of the "Ley Federal de Derechos". As of January 2002 this rate was 63.00 MXP per import declaration. Note: This rate of 0.8% reflects the minimum fee assessed by Mexican Customs. Customs has the discretion to determine the final rate levied on imports.

HSコードをクリックすると輸出国ごとに最も低い税率が調べられる

# EPA特恵税率は譲許表で調べる

外務省

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j\\_mexico/index.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_mexico/index.html)

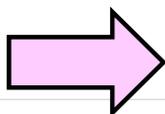


メキシコ側譲許表 (英文337頁以降)

日本側譲許表 (和文)

## 1. 協定及び関連文書

- (1) 現行協定 (参考資料・改正反映版)  
 (注) 発効当初の協定に下記 (3) の一連の改正・修正の内容を反映した「改正反映版」のテキストを参考として掲載しています
- 協定本体 (和文 (PDF) / 英文 (PDF) )
  - 附属書一 (第三章関係) 第五条に関する表 (和文 (PDF) / 英文 (PDF) )
  - 附属書二 (第三章関係) 第七条に関するメキシコの措置 (和文 (PDF) / 英文 (PDF) )
  - 附属書三 (第三章関係) 蒸留酒の地理的表示 (和文 (PDF) / 英文 (PDF) )
  - 附属書四 (第四章関係) 品目別原産地規則 (和文 (PDF) / 英文 (PDF) )
  - 附属書五 (第五章関係) 原産品であることについての確認 (和文 (PDF) / 英文 (PDF) )
  - 附属書六 (第七章、第八章関係) 現行の措置に関する留保 (和文 (PDF) / 英文 (PDF) )
  - 附属書七 (第七章、第八章関係) 将来の措置に関する留保 (和文 (PDF) / 英文 (PDF) )
  - 附属書八 (第七章関係) 国家に留保された活動 (和文 (PDF) / 英文 (PDF) )
  - 附属書九 (第七章関係) 最恵国待遇の規定の適用についての例外 (和文 (PDF) / 英文 (PDF) )
  - 附属書十 (第十章関係) 商用目的での国民の入国及び一時的な滞在に関する区分 (和文 (PDF) / 英文 (PDF) )
  - 附属書十一 (第十一章関係) 機関 (和文 (PDF) / 英文 (PDF) )
  - 附属書十二 (第十一章関係) 物品 (和文 (PDF) / 英文 (PDF) )
  - 附属書十三 (第十一章関係) サービス (和文 (PDF) / 英文 (PDF) )
  - 附属書十四 (第十一章関係) 建設サービス (和文 (PDF) / 英文 (PDF) )
  - 附属書十五 (第十一章関係) 基準額 (和文 (PDF) / 英文 (PDF) )
  - 附属書十六 (第十一章関係) メキシコに関する一般的注釈 (和文 (PDF) / 英文 (PDF) )
  - 附属書十七 (第十一章関係) 出版物 (和文 (PDF) / 英文 (PDF) )
  - 附属書十八 (第十一章関係) 調達手続 (和文 (PDF) / 英文 (PDF) )
- 「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定第百三十二条に基づく日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定」



- 協定本体 和文 (PDF) / 英文 (PDF)
- 附属書1 (第3章関係) 第5条に関する表 (和文 英文)
- 附属書2 (第3章関係) 第7条に関するメキシコの措置
- 附属書3 (第3章関係) 蒸留酒の地理的表示
- 附属書4 (第4章関係) 品目別原産地規則
- 附属書5 (第5章関係) 原産品であることについての確認
- 附属書6 (第7章、第8章関係) 現行の措置に関する留保
- 附属書7 (第7章、第8章関係) 将来の措置に関する留保
- 附属書8 (第7章関係) 国家に留保された活動
- 附属書9 (第7章関係) 最恵国待遇の規定の適用についての例外
- 附属書10 (第10章関係) 商用目的での国民の入国及び一時的な滞在に関する区分
- 附属書11 (第11章関係) 機関
- 附属書12 (第11章関係) 物品
- 附属書13 (第11章関係) サービス
- 附属書14 (第11章関係) 建設サービス
- 附属書15 (第11章関係) 基準額
- 附属書16 (第11章関係) メキシコに関する一般的注釈
- 附属書17 (第11章関係) 出版物
- 附属書18 (第11章関係) 調達手続

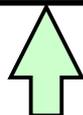
品目別原産地規則

メキシコの特恵税率はメキシコ側譲許表に記載  
英文附属書1の331(196/762)～897頁(762/762)

Column 1	Column 2	Column 3	Column 4	Column 5
HS	Description of goods	Base Rate	Category	Note
8702	Motor vehicles for the transport of ten or more persons, including the driver			
8702.10	With compression-ignition internal combustion piston engine(diesel or semi-diesel)			
8702.10.01	With body mounted on chassis, including those tariff item 8702.10.03		X	
8702.10.01AA	Only: of a gross vehicle weight not exceeding 7,257 kg	23%	B7	25



当該品目のHSコード(上6桁は世界共通)  
輸出実績があれば前回のHSコードを確認  
輸出実績がなければ税関に問い合わせる



日本語の品目名は輸出統計品目表などで確認



基準税率  
必ずしもMFN税率に一致しない  
必ず最新のMFN税率も確認する



撤廃までのスケジュール  
20-21頁参照



注釈22-26  
頁参照

## 譲許表4欄(区分)

協定発効日:2005年4月1日

4欄	内 容	備 考
A	協定の発効日に関税を撤廃	即時関税撤廃品目、対象品目:野菜(アスパラガス、かぼちゃ等)テキーラ、ワイン、葉巻たばこ等
B1	2003年4月1日において当該品目に適用されている実行最恵国税率を協定発効日から適用し、2006年4月1日に撤廃	1年後関税撤廃品目、対象品目:石油
B2	協定発効日から日本国では関税を1kg当たり0.5円、メキシコでは2.6%とし、2010年4月1日撤廃	5年後関税撤廃品目、対象品目:精製塩
Bn	協定発効日から行われる基本税率から無税までのn回の毎年均等な関税引き下げにより撤廃	段階的関税引き下げ後、撤廃品目 n=4,5,6,7,8 注)関税引き下げ時期:毎年4月1日
C	協定発効日から行われる基本税率から無税までの10回の毎年均等な引き下げにより撤廃	C対象品目:繊維製品
Ca	協定発効日から行われる基本税率から無税までの11回の毎年均等な引き下げにより撤廃	Ca対象品目:混合果汁、バナナ
D	2004年1月1日において当該品目に適用されている実行最恵国税率を協定発効日から適用し、6年目の初日から行なわれる基本税率から無税までの6回の毎年均等な引き下げにより関税撤廃	
E	11年目の初日に関税撤廃	対象品目:皮革、革靴
P	協定発効日に表の第5欄の注釈に定める税率まで引き下げ	対象品目:いわし、いか(もんごいか以外)、軟体動物(いか以外)、調製品、食用の動物臓器(メキシコのみ)等
Q	関税割当(表の第5欄にの注釈に定める条件に従う)	対象品目:牛肉・豚肉・オレンジ生果・果物/野菜ジュース・くえん酸・鶏肉・蜂蜜など
R	協定発効の3年目終了後、再協議(表の第5欄の注釈表示)	再協議品目、対象品目:パインアップル、砂糖、砂糖製品
X	関税撤廃または引き下げの対象から除外(関税撤廃等の譲許なし)	除外品目、対象品目:米・麦、りんご、みかん、乳製品、合板、クロマグロ、さば、ホタテ貝等、毛皮・毛皮製品等

# 「Bn」譲許品目の段階的引き下げ・撤廃の例

(例) ベリー(乾燥果物) HS0813.40.010

日本側譲許・・・B6(6年6回の段階的引き下げによる撤廃)

MFN税率・・・9.0%

GSP税率・・・4.5%

基準税率 9.0%

ただし、GSP対象品目については、GSP税率が基準になる

X年目の税率の計算

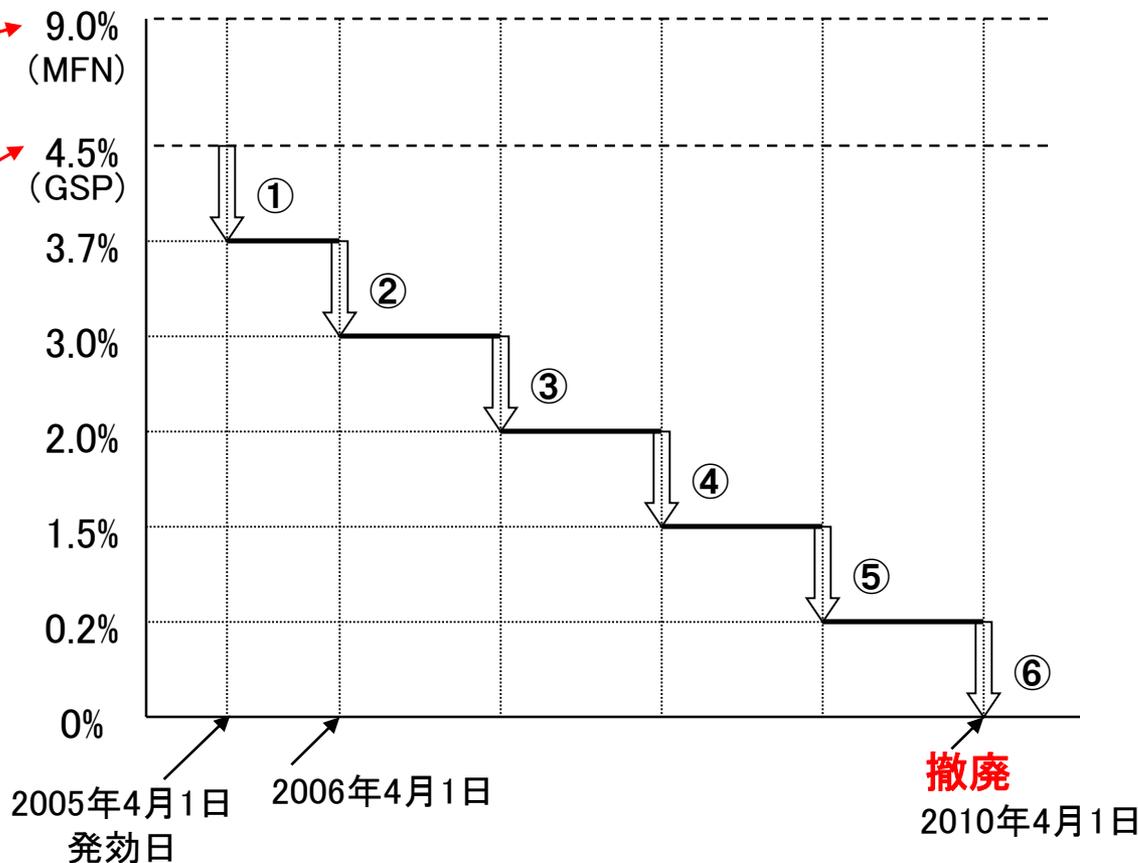
1回目の削減幅

$$4.5 \div (6) = 0.75$$

X年目の税率

$$4.5 - X \times 0.75$$

従価税の場合は、0.1%未満の端数は切り捨て、従量税の場合には、各締約国の公式貨幣単位の0.01未満の端数は切り捨てる(附属書1第1節第2条)⇒例外規定あり



## メキシコ側譲許表5欄(注釈)-1

5欄	メキシコの譲許スケジュールに関する注釈
1	<p>(a) 関税割当数量: 1、2年目毎年10トン、3年目3,000トン、4年目4,000トン、5年目6,000トン</p> <p>(b) 枠内税率: 1.2年目は無税、3年目～5年目は次のとおり  表2欄に1個の星印(*)を付した品目: メキシコ国の2003年1月1日発効の実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の10%を減じて得た税率  表2欄に2個の星印(**)を付した品目: メキシコ国の2003年1月1日発効の実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の20%を減じて得た税率  表2欄に3個の星印(***)を付した品目: メキシコ国の2003年1月1日発効の実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の40%を減じて得た税率</p> <p>(c) 両締約国は5年目に5年目の終了後の合計割当数量および枠内税率について、特に、5年目の合計割当数量および両締約国間の貿易の実績を考慮して協議する。協議の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、5年目の合計割当数量および枠内税率を適用する</p> <p>(d) 関税割当は輸入締約国が関税割当の証明書を発給して行う。輸入締約国は輸出締約国と協力して関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については輸入締約国が行う(牛肉の一部、牛肉調製品の一部)</p>
2	5年目に再協議(豚肉の一部、豚肉調製品)
3	関税率: 5% (肝臓以外の食用の豚の内臓)
4	<p>(a) 関税割当数量: 1年目10トン、2年目2,500トン、3年目4,000トン、4年目6,000トン、5年目8,500トン</p> <p>(b) 枠内税率: 1年目; 無税、2年目は、メキシコ国の2004年初めの実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の10%を減じて得た税率 又はそれより低い税率。3年目～5年目は次のとおり。  表2欄に1個の星印(*)を付した品目: メキシコ国の2004年1月1日発効の実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の10%を減じて得た税率  表2欄に2個の星印(**)を付した品目: メキシコ国の2004年1月1日発効の実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の20%を減じて得た税率  表2欄に3個の星印(***)を付した品目: メキシコ国の2004年1月1日発効の実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の28.5%を減じて得た税率  表2欄に4個の星印(****)を付した品目: メキシコ国の2004年1月1日発効の実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の40%を減じて得た税率</p> <p>(c) 両締約国は5年目に5年目の終了後の合計割当数量および枠内税率について、特に、5年目の合計割当数量および両締約国間の貿易の実績を考慮し協議する。両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、5年目の合計割当数量および枠内税率を適用する</p> <p>(d) 関税割当は輸入締約国が関税割当の証明書を発給して行う。輸入締約国は輸出締約国と協力して関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については輸入締約国が行う(鶏の肉、家禽の肉調製品)</p>
5	両締約国間で養殖のキハダマグロの貿易が開始された場合には、両締約国でその取り扱いについて協議する(キハダマグロ)
6	関税率: 輸入時のMFN税率から20%を減じて得た税率または3%のいずれか高い税率。MFN税率が3%未満の場合は両締約国が協議する(いわしの一部、いか調製品の一部)

メキシコ側譲許表・5欄の注釈は「追加議定書(2007年4月1日発効)、改正議定書(2012年4月1日発効)」を反映済

# メキシコ側譲許表5欄(注釈)-2

5欄	メキシコの譲許スケジュールに関する注釈					
7	関税率3%、ただし、MFN税率が3%未満の場合は両締約国が協議する（生、生鮮、冷蔵以外のいか）					
8	(a) 関税割当数量：1年目600トン、2年目700トン、3年目800トン、4年目900トン、5年目1,000トン (b) 枠内税率：無税 (c) 関税割当は輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。輸入締約国は輸出締約国と協力して関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については輸入締約国が行う(輸入国管理方式) (天然蜂蜜)					
9	(a) 関税割当数量：1年目～10年目毎年20,000トン (b) 枠内税率：無税 (c) 11年目(2015年)の初日に関税割当を撤廃する (d) 関税割当は輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。輸入締約国は輸出締約国と協力して関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については輸入締約国が行う(輸入国管理方式) (プラチンを含む生鮮のバナナ)					
10	(a) 関税割当数量：1.2年目毎年10トン、3年目2,000トン、4年目3,000トン、5年目4,000トン (b) 枠内税率：1.2年目無税、3年目～5年目メキシコ国の2004年初めの実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の50%を減じて得た税率 (c) 関税割当は輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。輸入締約国は輸出締約国と協力して関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については輸入締約国が行う(輸入国管理方式) (d) 両締約国は5年目に5年目の終了後の合計割当数量および枠内税率について、特に、5年目の合計割当数量および両締約国間の貿易の実績を考慮して協議する。両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、5年目の合計割当数量および枠内税率を適用する(オレンジ)					
11	(a) 関税割当数量：毎年1,000トン (b) 枠内税率：無税 (c) 関税割当は輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。輸入締約国は輸出締約国と協力して関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については輸入締約国が行う(輸入国管理方式) (トマトケチャップ他のソース生産用トマトピューレとトマトペースト)					
12	(a) 関税割当数量：(b) 枠内税率：輸入時の実行MFN税率の50% <span style="float: right;">単位：トン</span>					
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	HS2009.11, 2009.19	3,850.0	4,062.5	4,875.0	5,687.5	6,200.0
	HS2009.12	750.0	937.5	1,125.0	1,312.5	1,500.0
	合計(参考)	4,000.0	4,250.0	5,100.0	5,950.0	6,500.0
合計とはHS2009.11とHS2009.19、HS2009.12の原製品の合計を意味する。合計数量を計算する場合HS2009.12の割当数量は、HS2009.11あるいはHS2009.19相当に換算する。この換算の場合、HS2009.11あるいはHS2009.19の1トンはHS2009.12の5トンに相当するものとする。 (c) 5年目に5年目終了後の合計割当数量、枠内税率について協議 (d) 関税割当は輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。輸入締約国は輸出締約国と協力して関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については輸入締約国が行う(輸入国管理方式) (e) 両締約国は5年目に5年目の終了後の合計割当数量及び枠内税率について、特に、5年目の合計割当数量及び両締約国間の貿易の実績を考慮して協議する。協議の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、5年目の合計割当数量および枠内税率を適用する(オレンジジュース)						

## メキシコ側譲許表5欄(注釈)-3

5欄	メキシコの譲許スケジュールに関する注釈
13	(a) 関税割当数量: 毎年140トン (b) 枠内税率: 無税 (c) 関税割当は輸入締約国が関税割当の証明書を発給して行う。輸入締約国は輸出締約国と協力して関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については輸入締約国が行う(輸入国管理方式) (砂糖を加えないトマトジュース)
14	(a) 関税割当数量: 毎年800トン (b) 枠内税率: 無税 (c) 関税割当は輸入締約国が関税割当の証明書を発給して行う。輸入締約国は輸出締約国と協力して関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については輸入締約国が行う(輸入国管理方式) (トマトケチャップ)
15	(a) 関税割当数量: 毎年60トン (b) 枠内税率: 無税 (c) 関税割当は輸入締約国が関税割当の証明書を発給して行う。輸入締約国は輸出締約国と協力して関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については輸入締約国が行う(輸入国管理方式) (トマトケチャップ以外のトマトソース)
16	(a) 関税割当数量: 毎年600トン (b) 枠内税率: 無税 (c) 関税割当は輸入締約国が関税割当の証明書を発給して行う。輸入締約国は輸出締約国と協力して関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については輸入締約国が行う(輸入国管理方式) (有機化学品: D-グルシトル)
17	(a) 関税割当数量: 毎年200トン (b) 枠内税率: 無税 (c) 関税割当は輸入締約国が関税割当の証明書を発給して行う。輸入締約国は輸出締約国と協力して関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については輸入締約国が行う(輸入国管理方式) (クエン酸、クエン酸塩)
18	(a) 関税割当数量: 毎年70トン (b) 枠内税率: 無税 (c) 関税割当は輸入締約国が関税割当の証明書を発給して行う。輸入締約国は輸出締約国と協力して関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については輸入締約国が行う(輸入国管理方式) (デキストリンその他の変性澱粉)
19	(a) 関税割当数量: 1年目10万㎡、2年目12万㎡、3年目14万4,000㎡、4年目17万2,800㎡、5年目20万7,360㎡ 5年目以降、必要に応じて、6年目以降の合計割当数量について協議する(6年目以降の合計割当数量は協議を行った年の合計割当数量より少なくなならないこと)。協議の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、5年目の合計割当数量および枠内税率を適用する (b) 枠内税率: 無税 (c) 関税割当は輸入締約国が関税割当の証明書を発給して行う。輸入締約国は輸出締約国と協力して関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については輸入締約国が行う(輸入国管理方式) (d) 11年目(2015年)の初日に関税割当を撤廃(牛、馬類、羊、やぎのなめした皮と革)
20	(a) 関税割当数量: 1年目25万足、2年目30万足、3年目36万足、4年目43.2万足、5年目51.8万足 5年目以降、必要に応じて6年目以降の合計割当数量について協議(6年目以降の合計割当数量は協議を行った年の合計割当数量より少なくなならないこと)。協議の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、5年目の合計割当数量および枠内税率を適用する (b) 枠内税率: 無税 (c) 関税割当は輸入締約国が関税割当の証明書を発給して行う。輸入締約国は輸出締約国と協力して関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については輸入締約国が行う(輸入国管理方式) (d) 11年目(2015年)の初日に関税割当を撤廃(一部の履物)

## メキシコ側譲許表5欄(注釈)-4

5欄	メキシコの譲許スケジュールに関する注釈
21	<p>(a) 関税割当金額1年目US500万ドル、2年目US600万ドル、3年目US720万ドル、4年目US864万ドル、5年目US1,036万8,000ドル、6年目US1,244万1,600ドル、7年目US1492万9,920ドル</p> <p>(b) 枠内税率: 枠内無税 1年目から7年目の期間の無税枠は先着順枠予約の様な先着枠取りをベースとする方式で適用</p> <p>(c) 関税割当は8年目(2012年)の初日に撤廃 (革・皮、革製品、バッグ、履物の一部等)</p>
22	<p>この附属書に従って、この協定発効日から関税撤廃の前日までメキシコは日本原産品が2002年8月2日に公表され、2003年12月31日に改定されたメキシコの公式官報の1,2,3II, 4II a), II b)および5II a), 5IIb)条に制定されているように、PROSEのメキシコNo. II に規定された条件に合致すれば、この注釈に記載されている関税分類品目に分類されている原産品に関税を課することはない(鉄鋼および鉄鋼製品一部)</p>
23	<p>この附属書に従って、この協定発効日から関税撤廃の前日までメキシコは日本原産品が2002年8月2日に公表されたメキシコの公式官報の1,2,3XIX, 4XIXa, XIX b), 5XIX条に制定されているように、PROSECのメキシコNo. XIXに規定された条件に合致すれば、この注釈に記載されている関税分類品目に分類されている原産品に関税を課することはない(鉄鋼および鉄鋼製品の一部)</p>
24	<p>この附属書に従って、この協定発効日から関税撤廃の前日までメキシコは日本原産品が2002年8月2日に公表されたメキシコの公式官報の1,2,3 VII, 4VII, 5VII条に制定されているように、PROSECのメキシコNo. VIIIに規定された条件に合致すれば、この注釈に記載されている関税分類品目に分類されている原産品に枠内無税で毎年1万トン以上の関税割当を設定する(鉄鋼および鉄鋼製品の一部)</p>
25	<p>この協定発効日からメキシコは次の条件に合致すれば、この注釈に記載されている関税分類品目に分類されている原産品に枠内無税の合計関税割当を適用</p> <p>(a) この協定発効日から6年間毎年、この付属書の関税分類品目に分類された自動車に対して、メキシコ前年総販売台数の5%に相当する数量を最低数量とした関税割当が与えられる</p> <p>(b) 関税割当はこの協定発効日から7年目の初日に撤廃する</p> <p>(c) 関税割当はメキシコが日本の協力を得て、割当と管理を行う</p> <p>(d) 関税割当はメキシコ又は日本の自動車生産者に対して割当てられるが、その生産者に直接に割当てられるかまたは日本の生産者に指名されたメキシコの代理者に割当てられる</p> <p>(e) 関税割当は次のような基本原則に従って行われる</p> <p>(i) 関税割当申請者はできうる限り公平であること</p> <p>(ii) メキシコは日本の要求があった場合、次年度の関税割当の全てを一度に割当ててはせず、その年の上期末までにその年の下期に使う割当のために日本の要求数量は留保される</p> <p>(iii) メキシコは日本の要求により、関税割当公表前に、この協定の発効前に日本からメキシコに自動車を輸入した実績のない日本またはメキシコの自動車生産者、および、その他、直接割当てる生産者または日本の生産者が指定したメキシコの代理者に対するいずれかの生産者のために、最初に留保された関税割当総数量を決定するよう日本と協議する</p> <p>(iv) メキシコはこの関税割当の管理と割当のために採用された詳細規則や割当個々の詳細情報について日本と情報交換する</p> <p>(v) メキシコと日本は定期的に協議を行い、最低一年に一度は協議する。いずれかの締約国の要求がある場合は出来る限り速やかに会議を開催するものとする (バス、乗用車、貨物自動車)</p>

## メキシコ側譲許表5欄(注釈)-5

5欄	メキシコの譲許スケジュールに関する注釈
26	<p>(a) 関税割当数量: 8年目(2012年)から12年目(2016年)まで毎年500トン</p> <p>(b) 枠内税率: 8年目から12年目まで輸入時の実行最恵国税率の50%を減じて得た税率</p> <p>(c) 関税割当は輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。輸入締約国は輸出締約国と協力して関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については輸入締約国が行う(輸入国管理方式)</p> <p>(d) 両締約国は11年目(2015年)に12年目(2016年)の終了後の合計割当数量および枠内税率について、特に、12年目の合計割当数量および両締約国間の貿易の実績を考慮し協議する。協議の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、12年目の合計割当数量 および枠内税率を適用する (りんご)</p>
27	<p>(a) 関税割当数量: 8年目(2012年)から12年目(2016年)まで毎年500トン</p> <p>(b) 枠内税率: 8年目から12年目まで輸入時の実行最恵国税率の50%を減じて得た税率</p> <p>(c) 関税割当は輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。輸入締約国は輸出締約国と協力して関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については輸入締約国が行う(輸入国管理方式)</p> <p>(d) 両締約国は11年目(2015年)に12年目(2016年)の終了後の合計割当数量および枠内税率について、特に、12年目の合計割当数量および両締約国間の貿易の実績を考慮し協議する。協議の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、12年目の合計割当数量および枠内税率を適用する (3kg未満の包装した緑茶他)</p>
28	2012年4月1日関税撤廃(カムシャフト、クランクシャフト他)

## 日本側譲許表5欄(注釈)-1

5欄	日本の譲許スケジュールに関する注釈
R	2014年4月両締約国が協議する
1	<p>(a) 関税割当数量: 1.2年目それぞれ10トン、8年目(2012年)10,500トン、9年目(2013年)12,000万トン、10年目(2014年)13,500トン、11年目(2015年)15,000トン、12年目(2016年)15,000トン</p> <p>(b) 枠内税率: 1, 2年目無税、8年目～12年目は次のとおり 表2欄に1個の星印(*)を付した品目は、日本国の平成15年度初めの実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の10%を減じて得た税率 表2欄に2個の星印(**)を付した品目は、日本国の平成15年度初めの実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の20%を減じて得た税率 表2欄に3個の星印(***)を付した品目は、日本国の平成15年度初めの実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の40%を減じて得た税率</p> <p>(c) 関税割当はそれぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当の証明書を発給して行う。</p> <p>(d) 12年目の終了後の合計割当数量および枠内税率について検討する為、特に11年目に12年目の合計割当数量および両締約国間の貿易の実績を考慮して協議する。両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、12年目の合計割当数量および枠内税率を適用する</p> <p>(e) この規定に従って行われる関税割当に基づいて輸入される原産品については、関税暫定措置法第7条の5に規定する牛肉に係る関税の緊急措置を適用しない(牛肉)</p>
2	<p>(a) 関税割当数量: 8年目(2012年)83,000トン、9年目(2013年)86,000トン、10年目(2014年)90,000トン、11年目(2015年)90,000トン、12年目(2016年)90,000トン</p> <p>(b) 枠内税率: 8年目～12年目次の通り</p> <p>(i) 表2欄に1個の星印(*)を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 53.53円/kg以下のものは482円/kg</li> <li>② 53.53円/kgを超え535.53円を1.022で除して得た額以下のものは535.53円/kgと課税価格との差額</li> <li>③ 535.53円/kgを1.022で除して得た額を超えるものは、2.2%</li> </ol> <p>(ii) 表2欄に2個の星印(**)を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 577.15円/kgを0.643で除して得た額以下のものは、577.15円と課税価格に0.6を乗じて得た額の差額</li> <li>② 577.15円を0.643で除して得た額を超えるものは、4.3%</li> </ol> <p>(c) 関税割当はそれぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当の証明書を発給して行う。</p> <p>(d) 両締約国は11年目において、12年目の終了後の合計割当数量及び枠内税率について検討するため、特に、12年目の合計割当数量および両締約国間の貿易の実績を考慮して協議する。両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、12年目の合計割当数量および枠内税率を適用する</p> <p>(e) この規定に従って行われる関税割当に基づいて輸入される原産品については、関税暫定措置法第7条の6第1項に規定する豚肉等に係る関税の緊急措置及び同条第2項に規定する豚肉等の係る特別セーフガード措置を適用しない</p> <p>(f) 両締約国は、日本国の豚肉に係る関税制度、特に、分岐点価格制度について検討するため、協議する(豚肉)</p>
3	関税率: 4.3% (肝臓以外の豚の臓器)

# 日本側譲許表5欄(注釈)-2

5欄	日本の譲許スケジュールに関する注釈																		
4	<p>(a) 関税割当数量: 1年目10トン、8年目(2012年)8,600トン、9年目(2013年)8,700トン、10年目(2014年)8,800トン、11年目(2015年)8,900トン、12年目(2016年)9,000トン</p> <p>(b) 枠内税率: 1年目無税 8年目~12年目は、日本国の平成22年度初めの実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の百分の40を減じて得た税率</p> <p>(c) 関税割当はそれぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当の証明書を発給して行う</p> <p>(d) 両締約国は11年目(2015年)に12年目の終了後の合計割当数量および枠内税率について、特に、12年目の合計割当数量および両締約国間の貿易の実績を考慮して協議する。協議の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、12年目の合計割当数量および枠内税率を適用する(鶏肉)</p>																		
5	<p>両締約国において養殖のきはだマグロの貿易が開始された場合には、両締約国は養殖のきはだマグロの取り扱いについて協議(キハダマグロ)</p>																		
6	<p>関税率: 輸入の時点における実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の20%を減じて得た税率または、3%のうちいずれか高い税率。実行最恵国税率が3%以下である場合には、両締約国は関税率の問題について協議する(いわし、もんごういか以外のいか)</p>																		
7	<p>関税率: 3% 実行最恵国税率が3%より低い場合には、両締約国は関税率の問題について協議(もんごういか以外の冷凍いか)</p>																		
8	<p>(a) 関税割当数量: 1年目600トン、2年目700トン、3年目800トン、4年目900トン、5年目以降毎年1,000トン</p> <p>(b) 枠内税率: 無税</p> <p>(c) 関税割当はそれぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当の証明書を発給して行う(天然蜂蜜)</p>																		
9	<p>(a) 関税割当数量: 1年目~10年目毎年20,000トン</p> <p>(b) 枠内税率: 無税</p> <p>(c) 関税割当はそれぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当の証明書を発給して行う</p> <p>(d) 11年目(2015年)の初日に関税割当を廃止(生鮮バナナ)</p>																		
10	<p>(a) 関税割当数量: 1、2年目毎年10トン、8年目~12年目毎年4,100トン</p> <p>(b) 枠内税率: 1、2年目無税、8年目~12年目は以下のとおり</p> <table border="1" data-bbox="247 1011 1476 1230"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>6月1日~11月30日適用枠内税率</th> <th>12月1日~5月31日適用枠内税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8年目(2012年)</td> <td>7.4%</td> <td>14.8%</td> </tr> <tr> <td>9年目(2013年)</td> <td>6.8%</td> <td>13.6%</td> </tr> <tr> <td>10年目(2014年)</td> <td>6.2%</td> <td>12.4%</td> </tr> <tr> <td>11年目(2015年)</td> <td>5.6%</td> <td>11.2%</td> </tr> <tr> <td>12年目(2016年)</td> <td>5.0%</td> <td>10.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(c) 関税割当はそれぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当の証明書を発給して行う。</p> <p>(d) 11年目(2015年)に12年目終了後の合計割当数量および枠内税率について検討するため、特に、12年目の合計割当数量および両締約国間の貿易の実績を考慮して協議する。両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、12年目の合計割当数量および枠内税率を適用(オレンジ)</p>	年	6月1日~11月30日適用枠内税率	12月1日~5月31日適用枠内税率	8年目(2012年)	7.4%	14.8%	9年目(2013年)	6.8%	13.6%	10年目(2014年)	6.2%	12.4%	11年目(2015年)	5.6%	11.2%	12年目(2016年)	5.0%	10.0%
年	6月1日~11月30日適用枠内税率	12月1日~5月31日適用枠内税率																	
8年目(2012年)	7.4%	14.8%																	
9年目(2013年)	6.8%	13.6%																	
10年目(2014年)	6.2%	12.4%																	
11年目(2015年)	5.6%	11.2%																	
12年目(2016年)	5.0%	10.0%																	

# 日本側譲許表5欄(注釈)-3

5欄	日本の譲許スケジュールに関する注釈																																																
11	<p>関税率は輸入時点の実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の20%を減じて得た税率または3%のうちいずれか高い税率とする。これにもかかわらず、一般特惠制度に基づく特惠関税が課される場合には、関税率は輸入時点の一般特惠制度に基づく特惠税率から当該特惠税率の20%を減じて得た税率または3%のうちいずれか高い税率とする。実行最恵国税率が3%以下である場合には、両締約国は関税率の問題について協議する (気密容器入りのいか)</p>																																																
12	<p>(a)関税割当数量:毎年1,000トン (b)枠内税率:無税 (c)関税割当は輸入締約国が関税割当の証明書を発給して行う。輸入締約国は輸出締約国と協力して関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国が行う(輸入国管理方式) (トマトケチャップその他のトマトソース製造用トマト)</p>																																																
13 (次頁へ続く)	<p>(a) 関税割当数量: <span style="float: right;">(単位:トン)</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #fff2cc;"> <th></th> <th>8年目(2012)</th> <th>9年目(2013)</th> <th>10年目(2014)</th> <th>11年目(2015)</th> <th>12年目(2016)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">HS2009.11又はHS2009.19注1</td> <td>6,360</td> <td>6,520</td> <td>6,680</td> <td>6,840</td> <td>7,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">HS2009.12 注2</td> <td>2,200</td> <td>2,900</td> <td>3,600</td> <td>4,300</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">総数量(参考掲示) 注3</td> <td>6,800</td> <td>7,100</td> <td>7,400</td> <td>7,700</td> <td>8,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 統一システムの第2009.11号又は第2009.19号に分類される原産品についての割当数量                  注2 統一システムの第2009.12号に分類される原産品についての割当数量                  注3 「総重量」とは、統一システムの第2009.11号及び第2009.19号並びに第2009.12号に分類される原産品についての割当数量の合計をいう。                  総数量を計算するに当たっては、HS2009.12に分類される原産品についての割当数量をHS2009.11又はHS2009.19に分類される製品の相当に換算する。その換算に当たっては、HS2009.11又はHS2009.19に分類される製品の1トンはHS2009.12に分類される製品の5トンに相当するものとする</p> <p>(b) 枠内税率: 以下のとおり</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #fff2cc;"> <th></th> <th>8年目(2012)</th> <th>9年目(2013)</th> <th>10年目(2014)</th> <th>11年目(2015)</th> <th>12年目(2016)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">表2欄星印*原産品</td> <td>11.4%</td> <td>10.1%</td> <td>8.8%</td> <td>7.5%</td> <td>6.3%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">表2欄星印**原産品</td> <td>13.4%注1</td> <td>11.9%注2</td> <td>10.4%注3</td> <td>8.9%注4</td> <td>7.4%注5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">表2欄星印***原産品</td> <td>9.5%</td> <td>8.4%</td> <td>7.4%</td> <td>6.3%</td> <td>5.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 その率が1kgにつき10円34銭の従量税率より低いときは、当該従量税率適用                  注2 その率が1kgにつき、9円18銭の従量税率より低いときは当該従量税率適用                  注3 その率が1kgにつき、8円2銭の従量税率より低いときは当該従量税率適用                  注4 その率が1kgにつき、6円86銭の従量税率より低いときは当該従量税率適用                  注5 その率が1kgにつき、5円70銭の従量税率より低いときは当該従量税率適用</p>		8年目(2012)	9年目(2013)	10年目(2014)	11年目(2015)	12年目(2016)	HS2009.11又はHS2009.19注1	6,360	6,520	6,680	6,840	7,000	HS2009.12 注2	2,200	2,900	3,600	4,300	5,000	総数量(参考掲示) 注3	6,800	7,100	7,400	7,700	8,000		8年目(2012)	9年目(2013)	10年目(2014)	11年目(2015)	12年目(2016)	表2欄星印*原産品	11.4%	10.1%	8.8%	7.5%	6.3%	表2欄星印**原産品	13.4%注1	11.9%注2	10.4%注3	8.9%注4	7.4%注5	表2欄星印***原産品	9.5%	8.4%	7.4%	6.3%	5.3%
	8年目(2012)	9年目(2013)	10年目(2014)	11年目(2015)	12年目(2016)																																												
HS2009.11又はHS2009.19注1	6,360	6,520	6,680	6,840	7,000																																												
HS2009.12 注2	2,200	2,900	3,600	4,300	5,000																																												
総数量(参考掲示) 注3	6,800	7,100	7,400	7,700	8,000																																												
	8年目(2012)	9年目(2013)	10年目(2014)	11年目(2015)	12年目(2016)																																												
表2欄星印*原産品	11.4%	10.1%	8.8%	7.5%	6.3%																																												
表2欄星印**原産品	13.4%注1	11.9%注2	10.4%注3	8.9%注4	7.4%注5																																												
表2欄星印***原産品	9.5%	8.4%	7.4%	6.3%	5.3%																																												

## 日本側譲許表5欄(注釈)-4

5欄	日本の譲許スケジュールに関する注釈
13 (前頁から続き)	(c) 関税割当はそれぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当の証明書を発給して行う (d) 両締約国は11年目(2015年)に12年目の終了後の合計割当数量及び枠内税率について、特に、12年目の合計割当数量及び両締約国間の貿易の実績を考慮して協議する。両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、12年目の合計割当数量及び枠内税率を適用する (オレンジジュース)
14	(a) 関税割当数量: 毎年140トン (b) 枠内税率: 無税 (砂糖を加えないトマトジュース)
15	(a) 関税割当数量: 毎年800トン (b) 枠内税率: 無税 (トマトケチャップ)
16	(a) 関税割当数量: 毎年60トン (b) 枠内税率: 無税 (トマトケチャップ以外のトマトソース)
17	(a) 関税割当数量: 毎年600トン (b) 枠内税率: 無税 (有機化学品: D-グルシトール)
18	(a) 関税割当数量: 毎年200トン (b) 枠内税率: 無税 (クエン酸、クエン酸カルシウム)
19	(a) 関税割当数量: 毎年70トン (b) 枠内税率: 無税 (デキストリンその他の変性澱粉の一部)
20	(a) 関税割当数量: 1年目70,000㎡、2年目84,000㎡、3年目101,000㎡、4年目121,000㎡、5年目以降毎年145,000㎡ (b) 枠内税率: 無税 (c) 11年目(2015年)の初日に関税割当を撤廃 (牛革の一部)
21	(a) 関税割当金額: 1年目8,671万5千円、2年目1億405万8千円、3年目1億2,487万円、4年目1億4,984万4千円、5年目1億7,981万2千円、6年目2億1,577万5千円、7年目2億5,893万円 (b) 枠内税率: 無税。この枠内無税1年目から7年目までの各期間について輸入額がそれぞれの合計割当金額を超えることとなる月の翌月の末日までの間、この注釈が適用される原産品のうち、関税暫定措置法に規定する輸入申告又は蔵入れ申請がされたものに適用 (c) 8年目(2012年)の初日に関税割当を廃止 (牛革・豚革・羊革・やぎ革・爬虫類の革の一部)
22	(a) 関税割当数量: 1年目15,000㎡、2年目18,000㎡、3年目22,000㎡、4年目26,000㎡、5年目31,000㎡ (b) 枠内税率: 無税 (c) 5年目以降の措置 両締約国は5年目以降、必要に応じて協議し、6年目以降の合計割当数量について検討する。この場合には、6年目以降の合計割当数量については、協議を行った年の合計割当数量よりも少なくなることはないよう検討する。このような協議により新たな合計割当数量について両締約国間で合意が得られるまでの間は、5年目の合計割当数量を引き続き適用する (d) 11年目(2015年)の初日に関税割当を廃止 (染色着色した革及び模様付けした革の一部、やぎ革以外)
23	(a) 関税割当数量: 1年目15,000㎡、2年目18,000㎡、3年目22,000㎡、4年目26,000㎡、5年目31,000㎡ (b) 枠内税率: 無税 (c) 5年目以降の措置: 両締約国は5年目以降、必要に応じて協議し、6年目以降の合計割当数量について検討する。この場合には、6年目以降の合計割当数量については、協議を行った年の合計割当数量よりも少なくなることはないよう検討する。このような協議により新たな合計割当数量について両締約国間で合意が得られるまでの間は、5年目の合計割当数量を引き続き適用 (d) 11年目(2015年)の初日に関税割当を廃止 (染色着色したやぎ革及び模様付けした革の一部)

(注) 5欄の14～19の関税割当はそれぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当の証明書を発給して行う(輸出国管理方式)  
5欄の20、22～23の関税割当は輸入締約国が関税割当の証明書を発行して行う。輸入締約国は輸出締約国と協力して関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国が行う(輸入国管理方式)

## 日本側譲許表5欄(注釈)-5

5欄	日本の譲許スケジュールに関する注釈
24	<p>(a) 関税割当金額: 1年目69万7千円、2年目83万7千円、3年目100万4千円、4年目120万5千円、5年目144万6千円、6年目173万5千円、7年目208万2千円</p> <p>(b) 枠内税率: 無税 この枠内無税は1年目から7年目までの各期間について輸入額がそれぞれの合計割当金額を超えることとなる月の翌月の末日までの間、この注釈が適用される原製品のうち、関税暫定措置法に規定する輸入申告又は蔵入れ申請がされたものに適用</p> <p>(c) 8年目(2012年)の初日に関税割当を廃止 (パテントレザー、パテントラミネーテッドレザー、メタライズドレザー)</p>
25	<p>(a) 関税割当金額: 1年目2,352万2千円、2年目2,822万6千円、3年目3,387万2千円、4年目4,064万6千円、5年目4,877万5千円、6年目5,853万円、7年目7,023万7千円</p> <p>(b) 枠内税率: 無税 この枠内無税は1年目から7年目までの各期間について輸入額がそれぞれの合計割当金額を超えることとなる月の翌月の末日までの間、この注釈が適用される原製品のうち、関税暫定措置法に規定する輸入申告又は蔵入れ申請がされたものに適用</p> <p>(c) 8年目(2012年)の初日に関税割当を廃止 (動物用装着具・バッグ類・ケース・袋類・入れ物類等の一部)</p>
26	<p>(a) 関税割当金額: 1年目3億4,555万5千円、2年目4億1,466万6千円、3年目4億9,760万円、4年目5億9,712万円、5年目7億1,654万4千円、6年目8億5,985万2千円、7年目10億3,182万3千円</p> <p>(b) 枠内税率: 無税 この枠内無税は1年目から7年目までの各期間について輸入額がそれぞれの合計割当金額を超えることとなる月の翌月の末日までの間、この注釈が適用される原製品のうち、関税暫定措置法に規定する輸入申告又は蔵入れ申請がされたものに適用</p> <p>(c) 8年目(2012年)の初日に関税割当を廃止 (トラベルセット・バッグ類・ケース・袋類・入れ物等の一部)</p>
27	<p>(a) 関税割当数量: 1年目3,225万2千円、2年目3,870万3千円、3年目4,644万3千円、4年目5,573万2千円、5年目6,687万8千円、6年目8,025万4千円、7年目9,630万5千円</p> <p>(b) 枠内税率: 無税 この枠内無税は1年目から7年目までの各期間について輸入額がそれぞれの合計割当金額を超えることとなる月の翌月の末日までの間、この注釈が適用される原製品のうち、関税暫定措置法に規定する輸入申告又は蔵入れ申請がされたものに適用</p> <p>(c) 8年目(2012年)の初日に関税割当を廃止 (その他の革製品及びコンポジションレザー製品)</p>
28	<p>(a) 関税割当数量: 1年目25万足、2年目30万足、3年目36万足、4年目43.2万足、5年目51.8万足</p> <p>(b) 枠内税率: 無税</p> <p>(c) 関税割当制度の運用: 関税割当は輸入締約国が関税割当の証明書を発給して行う。輸入締約国は輸出締約国と協力して関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国が行う(輸入国管理方式)</p> <p>(d) 5年目以降の措置: 両締約国は5年目以降、必要に応じて協議し、6年目以降の合計割当数量について検討する。この場合には、6年目以降の合計割当数量については、協議を行った年の合計割当数量よりも少なくなることはないよう検討する。このような協議により新たな合計割当数量について両締約国間で合意が得られるまでの間は、5年目の合計割当数量を引き続き適用</p> <p>(e) 11年目(2015年)の初日に関税割当を廃止 (履物の一部)</p>

## 日本側譲許表5欄(注釈)-6

5欄	日本の譲許スケジュールに関する注釈
29	(a) 関税割当金額:1年目2,670万4千円、2年目3,204万5千円、3年目3,845万3千円、4年目4,614万4千円、5年目5,537万3千円、6年目6,644万7千円、7年目7,973万7千円 (b) 枠内税率:無税 この枠内無税は1年目から7年目までの各期間について輸入額がそれぞれの合計割当金額を超えることとなる月の翌月の末日までの間、この注釈が適用される原産品のうち、関税暫定措置法に規定する輸入申告又は蔵入れ申請がされたものに適用 (c) 8年目(2012年)の初日に関税割当を廃止(履物の一部)
30	(a) 関税割当金額:1年目1,572万6千円、2年目1,887万1千円、3年目2,264万5千円、4年目2,717万4千円、5年目3,260万8千円、6年目3,913万円、7年目4,695万6千円 (b) 枠内税率:無税 この枠内無税は1年目から7年目までの各期間について輸入額がそれぞれの合計割当金額を超えることとなる月の翌月の末日までの間、この注釈が適用される原産品のうち、関税暫定措置法に規定する輸入申告又は蔵入れ申請がされたものに適用 (c) 8年目(2012年)の初日に関税割当を廃止(ガラス製ビーズ、模造真珠、模造貴石、貴金属・めっき金属を使用したガラス製品等)
31	(a) 関税割当金額:1年目6,501万8千円、2年目7,802万1千円、3年目9,362万5千円、4年目1億1,235万1千円、5年目1億3,482万1千円、6年目1億6,178万5千円、7年目1億9,414万2千円 (b) 枠内税率:無税 この枠内無税は1年目から7年目までの各期間について輸入額がそれぞれの合計割当金額を超えることとなる月の翌月の末日までの間、この注釈が適用される原産品のうち、関税暫定措置法に規定する輸入申告又は蔵入れ申請がされたものに適用 (c) 8年目(2012年)の初日に関税割当を廃止(2種類以上の材料からなる携帯用時計のバンド及びブレスレット、これらの部品)
32	(a) 関税割当金額:1年目950万7千円、2年目1,140万8千円、3年目1,369万円、4年目1,642万8千円、5年目1,971万3千円、6年目2,365万6千円、7年目2,838万7千円 (b) 枠内税率:無税 この枠内無税は1年目から7年目までの各期間について輸入額がそれぞれの合計割当金額を超えることとなる月の翌月の末日までの間、この注釈が適用される原産品のうち、関税暫定措置法に規定する輸入申告又は蔵入れ申請がされたものに適用 (c) 8年目(2012年)の初日に関税割当を廃止(金属フレーム腰掛の革製部品)
33	(a) 関税割当数量:8年目(2012年)50トン、9年目(2013年)60トン、10年目(2014年)70トン、11年目(2015年)80トン、12年目(2016年)90トン (b) 8年目から12年目の枠内税率:25%又は1kgにつき12円50銭の従量税率のいずれか高い税率とする (c) 関税割当は、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国は関税割当の証明書を発給して行う(輸出国管理方式) (d) 両締約国は、11年目(2015年)に12年目(2016年)の終了後の合計割当数量及び枠内税率について、特に、12年目(2016年)の合計割当数量及び両締約国間の貿易の実績を考慮して協議する。協議の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、12年目(2016年)の合計割当数量及び枠内税率を適用する(その他の果糖、果糖水の一部)

注1 各注釈欄の最終( )内は具体的な対象品目であるが、あくまでも参考である。具体的原産品の譲許スケジュールの注釈についてはHSコード(関税分類番号)を確定の上、附属書1の日本の譲許スケジュール表、英文テキストのAnnex1のメキシコの譲許スケジュール表でご確認下さい。

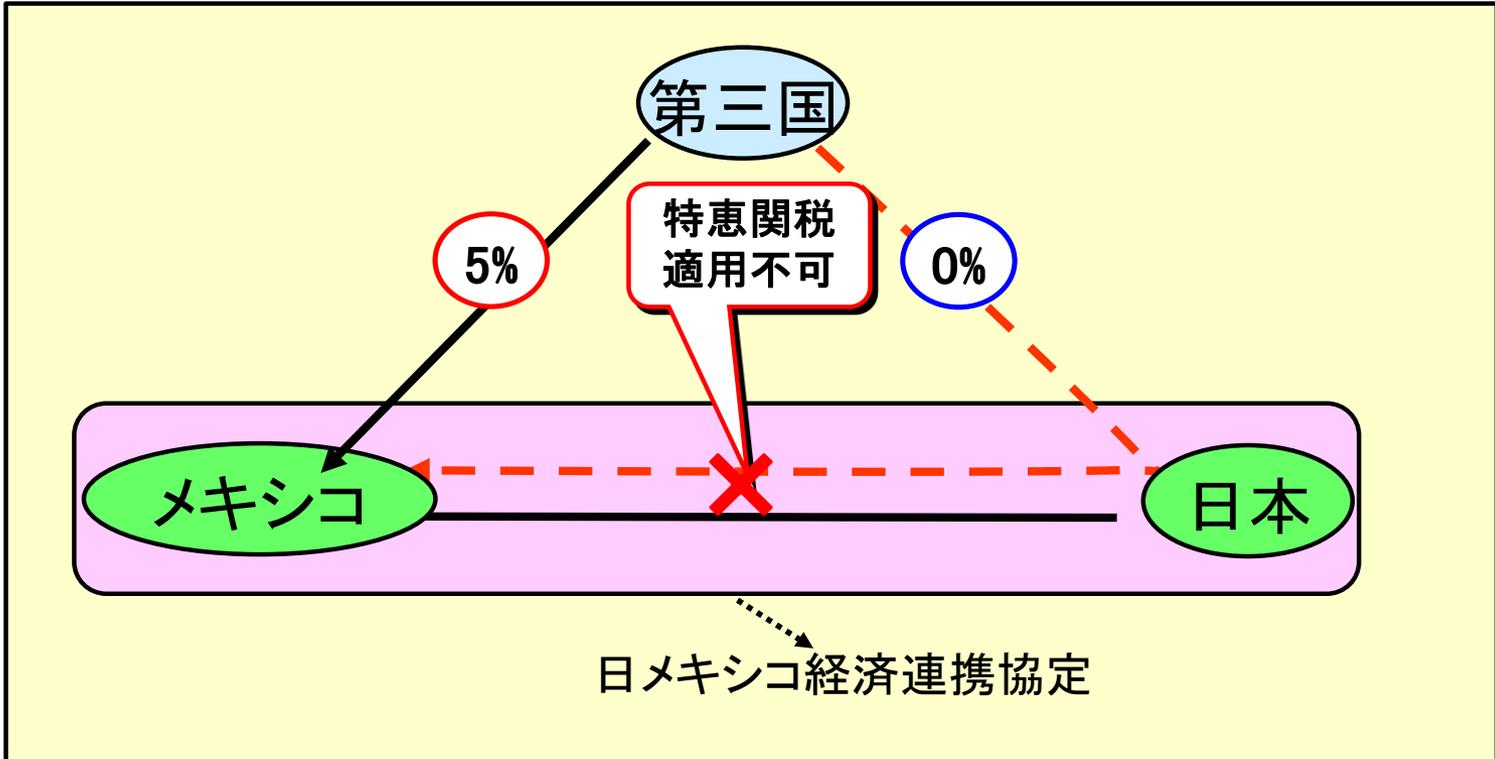
2 日メキシコ経済連携協定の関税割当に関する参考資料:

- i) 対メキシコ関税割当設定品目と管理方式⇒[http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido\\_tetsudoku/wariate/mexico.pdf](http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsudoku/wariate/mexico.pdf)
- ii) 対メキシコ関税割当シーリング関係⇒<http://www.customs.go.jp/epa/mexico/index.htm>

## EPA利用になぜ原産地証明書が必要か？

日本メキシコ経済連携協定は二国間の取り極めであり、その特典であるEPA特惠関税は**当該国の原産品に限り**適用される。

従って、当該物品が原産品であることを確認し、それを証明する必要がある。例えば、**第三国から輸入した物品を、日本からメキシコに再輸出するケースでは適用されない(迂回貿易回避)**



## 原産品判定基準(1)

原産地規則を満たしている商品は「原産品」であり、次のいずれかの商品は、商品の締約国「原産品」である

(1) 完全生産品

当該締約国の領域において得られ、または生産される商品

(2) 当該締約国の原産材料のみから当該締約国の領域において生産される商品

(注) 二次材料以前の材料に非原産材料を使用しているが、一次材料が全て原産材料の場合

(3) 非原産材料を使用して当該締約国で生産される商品であって、附属書2(品目別規則)に定める実質的変更基準を満たすもの。品目別規則には次の3つの実質的変更基準がある。

(3)-1 付加価値基準

(3)-2 関税分類変更基準

(3)-3 加工工程基準

## 原産品であることを判定する主な基準

輸出産品が原産品であるか否かの基準（原産地規則）は、品目ごとに各経済連携協定に定められている。具体的にはHSコードを特定し、利用する経済連携協定の品目別規則に規定されている対象輸出産品に要求する原産地規則を調べる。輸出産品がこの基準を満たしていることを審査し基準を満たしていれば、原産地証明書が発給され、認定輸出者の場合、第2種原産地証明書の発行が可能になる

		概要	適用される産品例
(1) 完全生産品		締約国の区域内において、完全に生産される産品を原産品とする	農産品、動植物、鉱物資源等の天然産品
(2) 当該締約国の原産材料のみから生産される産品		当該締約国の原産材料のみから当該締約国の領域において生産される産品 二次材料以前の材料に非原産材料を使用しているが、一次材料が全て原産材料の場合	加工食品など
(3) 非原産材料を用いて加工された産品		非非原産材料を使用して当該締約国で生産される産品であって、附属書2(品目別規則)に定める <b>実質的変更基準</b> をみたすもの	鉱工業品
品目別規則	(3)-③ 付加価値基準	加工の結果、産品に付加された価値が特定の比率(例:50%)以上となる場合に、原産品とする	日メキシコ経済連携協定では、鉱工業品の場合、付加価値基準もしくは関税分類変更基準のいずれか一方を満たすことをもって原産品とするルールが一般的
	(3)-④ 関税分類変更基準	輸入原料・部品の関税分類番号(注)と完成品の関税分類番号が異なれば、完成品の製造国の原産品とする	
	(3)-⑤ 加工工程基準	各製品について、重要と認められた製造作業または技術的な加工作業を例示し、域内で当該加工が行われたことをもって原産品とする	繊維製品 日メキシコ経済連携協定では、衣類・衣類付属品の場合、裁断・縫製点組み立てが必要

(注)関税分類番号(HSコード): 全ての貿易品目の分類に用いられる世界的に統一された番号

出所: 経済産業省原産地証明室監修「原産地証明法に基づく特定原産地証明書の発給申請手続きについて」

ジェトロ・貿易投資相談課

## 原産地規則(附属書4の見方)

### 第87類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部品及び付属品

8701-8702	<u>第8701項から第8702項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更及び、 域内原産資格割合が65%以上であること</u>	関税分類変更基準
8703.10	<u>第8703.10号の産品への他の項の材料からの変更及び、原産資格割合が60%以上であること</u>	
8703.21-8703.90	第8703.21号から第8703.90号までの各号の産品への他の項の材料からの変更及び、 域内原産資格割合が65%以上であること	付加価値基準
8704-8707	第8704項から第8707項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更及び、 域内原産資格割合が65%以上であること	
8708.10	第8707.10号の産品への他の項の材料からの変更又は、第8707.10号への第8708.99号の材料 からの変更(この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われているか否かを問わない) 及び、域内原産資格割合が65%以上であること。	
8708.29	第8708.29号の産品への他の項の材料からの変更又は、域内原産資格割合が65%以上である こと(第8708.29号の産品への関税分類の変更を必要としない)	

(原文は縦書き)

8701-8702(農業用トラクター10人以上輸送用の自動車など)は関税分類変更基準と付加価値基準の双方を満たしていれば原産品である

8708.29(バンパー、シートベルト以外の車体部品)は付加価値基準又は域内資格割合のいずれかを満たしていれば原産品である

## 原産地規則を満たしていることを証明する「原産地証明書」

- ★ 発給機関：（日本側） 日本商工会議所  
（メキシコ側） 経済省
- ★ 提出時期：輸入申告時
- ★ 有効期間：1年間
- ★ 対象となる輸入は1回限り
- ★ 第三国で発出されるインボイス：受け入れ可
- ★ 遡及発給：あり
- ★ 再発給：あり
- ★ 一般特惠（GSP）の原産地証明書（Form A）の代用は不可
- ★ 1,000USDルを超えない、または輸入国が規定する額を超えない貨物の場合（日本：20万円）には、提出を要しない

出所：日本商工会議所マニュアルより一部抜粋

## 企業登録申請に必要なデータ

### <企業の場合>

- (1) 履歴事項全部証明書(発行日から3カ月以内の原本)
- (2) 「1. 特定原産地証明書発給に係る登録申請者、2. 特定原産地証明書の発給に係る手続き及び署名に関する権限を有する者」(オンライン画面)
- (3) 「企業登録申請書」(オンライン画面の印刷フォームに署名、押印したもの)

### <個人の場合>

- (1) 戸籍抄本(外国人の場合は外国人登録証の写し)、印鑑証明書  
(双方共に発行日から3カ月以内の原本)
- (2) 「1. 特定原産地証明書発給に係る登録申請者、2. 特定原産地証明書の発給に係る手続き及び署名に関する権限を有する者」(オンライン画面)
- (3) 企業登録申請書(オンライン画面の印刷フォームに署名、押印したもの)

出所: 日本商工会議所「特定原産地証明書発給申請の手引き」より一部抜粋

## 原産品判定依頼に必要なデータ

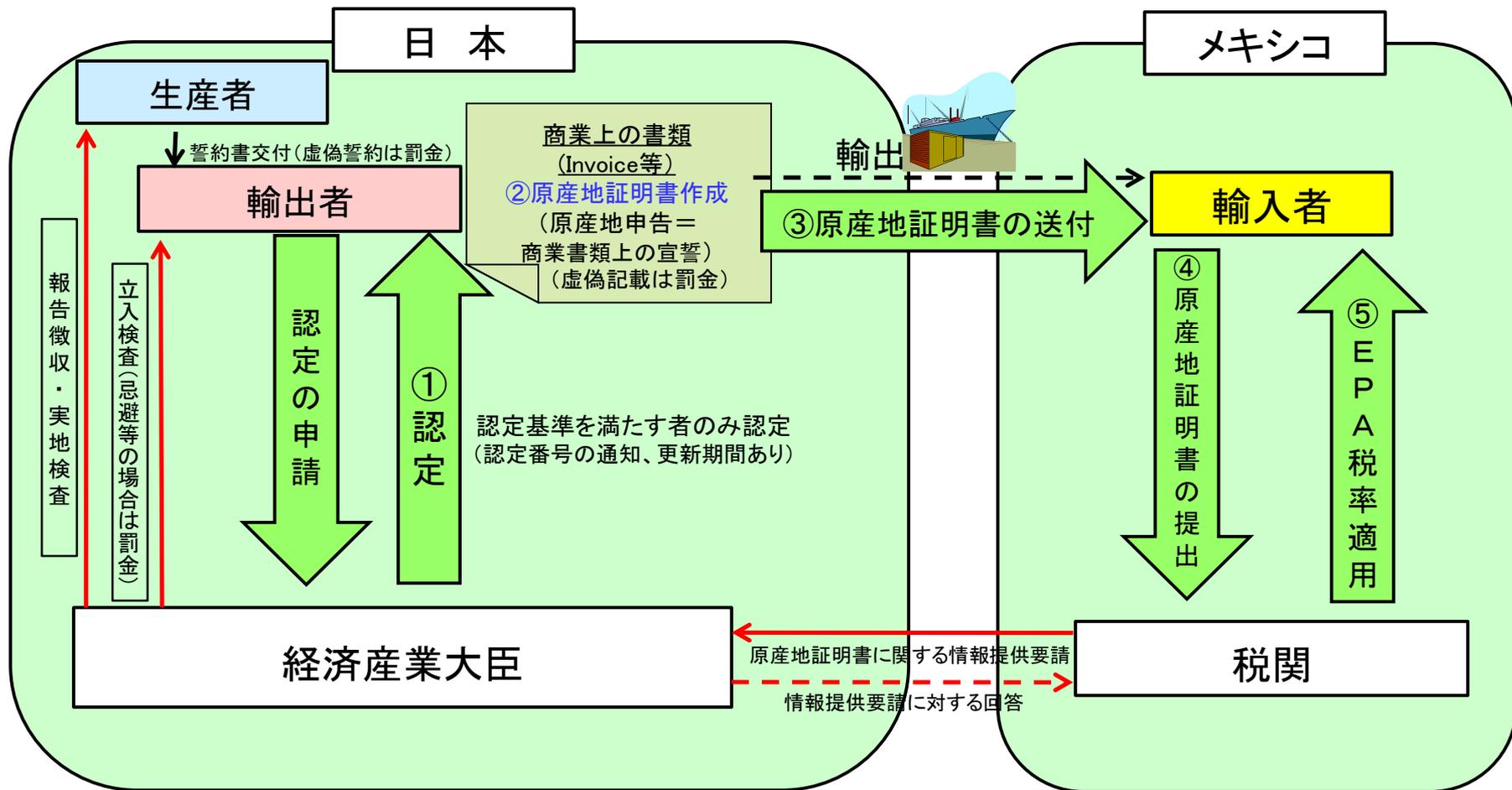
- (1) 判定依頼者、担当者にかかわる情報（企業名、企業登録番号、氏名、所在地、郵便番号、担当者氏名、所属部署、電話番号、FAX、Eメール等）
- (2) 生産者に係る情報（企業登録番号、企業名〈英文・和文〉、所在地〈英文・和文〉、郵便番号、電話番号等）
- (3) 原産品判定を行う輸出製品のHSコードと英文名称
- (4) 原産品判定基準（原材料情報や証明書類に基づいて行った原産品判定基準）
  - A: 国内で完全に得られまたは生産された製品
  - B: 国内において、原産材料のみから生産された製品
  - C: 国内において、非原産材料を使用し生産された製品で、品目別原産地規則（附属書2）の要件等を全て満たす製品
    - ①付加価値基準
    - ②関税分類変更基準
    - ③加工工程基準
    - ④付加価値基準＋関税分類変更基準
- (5) 僅少、累積、代替材の救済規定適用の有無
- (6) 証明資料提出同意通知書（特定原産地証明書発給申請者の企業登録番号、企業名、郵便番号、所在地、代表者名、電話番号、FAX、Eメール、有効期限等）
- (7) この他にも別途必要に応じて資料を求める場合もある

出所: 日本商工会議所「特定原産地証明書(発給申請の手引き)より一部抜粋)

## 原産地証明書発給申請に必要なとなるデータ

- |                              |   |
|------------------------------|---|
| (1) 発給申請者に係る情報               | 氏名(和文・英文、企業登録番号、企業名(和文・英文)、役職(和文・英文)、郵便番号、所在地、電話番号、FAX、Eメール、担当者名等                                       |
| (2) 輸出者に係る情報:                | 企業登録番号、社名(和文・英文)、電話番号、FAX、郵便番号、所在地(和文・英文)、Eメール等   |
| (3) 輸入者に係る情報:                | 社名(英文)、所在地(英文)、電話番号、FAX等  |
| (4) 原産品判定番号:                 | HSコード、原産品名  |
| (5) 輸送手段:                    | 出航予定日、積込地(英文)、経由地(英文)、最終仕向地(英文)、便名(英文)  |
| (6) インボイス・産品・荷姿情報            | CE 番号、インボイス日付、インボイス発行者名と所在地(英文)、品名、数量・単位、包装数量・形態(Number and kind of package)、荷印・荷物番号(Marks and numbers) |
| (7) 手数料納付・証明書交付方法            | 手数料現金支払い・振込み、証明書窓口・郵送受取   |
| (8) この他にも別途必要に応じて資料を求める場合もある |   |

# 認定輸出者自己証明制度とは？



出所: 経済産業省原産地証明室「認定輸出者自己証明制度に係る認定申請手続きについて」より一部抜粋

## 認定輸出者に係る認定基準の概要

認定輸出者は原産地証明書を的確に作成できる「知識」と「能力」を有するものとして、基準を満たす輸出者を経済産業省が認定する。その基準は協定の認定輸出者条件に照らして経済産業省令で具体的に規定している（原産地証明法施行規則第14条）

1. 認定申請者が第1種特定原産地証明書の発給を定期的に受けていること  
日メキシコ協定では、当面、半年で8回以上の指定発給機関から、これまで日本が締結してきたEPA締約国向けを含む特定原産地証明書の受給実績があることが要件
2. 原産地証明書の作成を適確に行うために必要な社内体制を有していること
  - ①「原産地証明書作成担当者」の配置  
これまでの特定原産地証明書発給申請または原産品判定依頼の実務経験がある者が配置されていること
  - ②「法令業務責任者」の配置  
原産品に係る資料・情報等書類の管理、帳簿の記載、変更の届出等を適確に行う者が配置されていること
  - ③「統括責任者」の配置  
社内の証明書作成業務全体を統括管理する者を指す。  
①及び②の者に対する指揮監督権限が明確化、あるいは、連絡・連携体制が整備されていることが要件  
（上記①～③の者は、同一事務所内に全員が勤務していることも、また、一人が全て兼務することも可能）
  - ④「経済産業省との連絡体制」を整備していること
  - ⑤「生産者との連絡体制」を整備していること  
（④～⑤は相手国や経済産業省からの情報提供要請や立入検査等に対応するため、社内および生産者との適切な情報収集・協力体制ができていることが要件）

出所：経済産業省原産地証明室「認定輸出者自己証明制度に係る認定申請手続きについて」

# 認定申請手続き-1

1. 申請対象者：輸出者  
 現時点では、スイス、メキシコ、ペルー向け輸出のみ利用可能

2. 認定申請書類：認定申請書と添付書類

(1) 認定申請書の記載事項（申請手引きの記入例参照）

- ・ 輸出する物品の品名および関税番号
- ・ 生産者から誓約書をもらう場合の当該生産者の氏名
- ・ 認定基準に適合している旨の説明 等
  - \* 証明書作成業務に係る社内運営体制および方法
  - \* 統括責任者・法令業務責任者・証明書作成担当者各々の適格性
  - \* 経済産業省からの照会等に対する社内連絡体制
  - \* 生産者との連絡・協力体制の構築状況 等

(2) 添付書類

- ・ 定款、登記事項証明書および役員の氏名・略歴
- ・ 原産地法の欠格条項に該当しない旨の誓約書
- ・ メキシコ協定および原産地法の規定を遵守する旨の誓約書 等

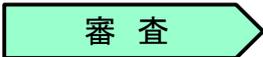
3. 申請の受付および審査

① 申請受付は、経済産業省原産地証明室にて

② 認定申請は、書面及びヒアリングでの審査



申請書類を原産地証明室で受付  
書類の不備などを確認後受理



提出書類に基づき書類審査  
審査過程で対面でのヒアリング実施



受理後、原則30日程度を目途に審査  
審査結果を申請者に通知

③ 認定した場合には、申請者に認定番号を付与

出所：経済産業省原産地証明室「認定輸出者自己証明制度に係る認定申請手続きについて」

## 認定申請手続き-2

### 4. その他

#### (1) 登録免許税の納付

- ・登録免許税法により、認定を受けた者に対して登録免許税(9万円)が課税される
- ・納付方法は、認定後1カ月以内に、銀行や郵便局等に備え付けの納付書で現金を納付し、領収書を経済産業省原産地証明室に提出
- ・認定更新時には課税されない

#### (2) 認定後の手続きについて

##### ★変更の届出

- ・認定申請時から、
  - a「氏名又は名称及び住所」に変更があった場合には、遅滞なく、
  - b「証明書作成を行う事務所の所在地」や「輸出する物品の品名」に関し変更する場合には、あらかじめ、経済産業省原産地証明室に届出が必要

##### ★認定の更新

- ・認定の有効期間は3年。3年ごとに認定の更新手続きが必要
- ・更新時に実費を勘案した更新手数料を納付する必要あり  
(窓口申請 5,000円、電子申請 4,500円)

出所: 経済産業省原産地証明室「認定輸出者自己証明制度に係る認定申請手続きについて」

#### 参考

- (1) 経済産業省貿易経済協力局貿易管理課原産地証明室「認定輸出者自己証明制度に係る認定申請手続きについて」  
[http://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/epa/file/approved\\_exporter\\_procedure.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/file/approved_exporter_procedure.pdf)
- (2) 経済産業省貿易経済協力局貿易管理課原産地証明室「原産地証明法に基づく認定輸出者自己証明制度に係る認定申請等の手引き」  
[http://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/epa/file/approved\\_exporter\\_guidance.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/file/approved_exporter_guidance.pdf)
- (3) 別添(認定申請書の記入例)  
<http://www.meti.go.jp/committee/materials2/downloadfiles/g90827b08j.pdf>

## 原産地申告の申告文

Invoice他商業上の書類に以下の原産地申告文を記載する。  
(この申告文に対する個別署名は不要)

“The Exporter of the products covered by this documents (認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, this products are of (産品の原産地) preferential origin under Japan-Mexico EPA (メキシコの認定輸出者が作成する場合はunder Japan-Mexico EPAと記載する)”

訳文と根拠規定:

「この文書の対象となる産品の輸出者(認定番号)は、別段の明示をする場合を除くほか、当該産品の原産地(原産地記載)が特惠に係る原産地であることを申告する」という英文での原産地申告の申告文の記載をする。(協定第39B条、日メキシコ経済連携協定に関する統一規則附属書3)

出所:財務省関税局業務課「日メキシコ経済連携協定改正議定書の概要【原産地規則部分】」

# 特定原産地証明書記載事項

## 日本商工会議所

特定原産地証明書発給申請マニュアル  
事前準備編63～64頁

[http://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki\\_preparation.pdf](http://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki_preparation.pdf)



EPAに基づく特定原産地証明書発給事業 > マニュアル > 特定原産地証明書発給申請マニュアル

### 特定原産地証明書発給申請マニュアル

特定原産地証明書発給申請の手続き

ステップ1: 輸出商品のHSコードを決定する  
ステップ2: EPA税率の有利不利を確認する  
ステップ3: 品名がHSに適合する有利不利を確認する  
ステップ4: 輸出商品に適用される税率を確認する  
ステップ5: (必要) 登録/変更を行う  
ステップ6: 送付先住所を確認する  
ステップ7: 特定原産地証明書発給申請を行う

PDF 事前準備編 一括ダウンロード (2.3MB)  
PDF 発給システム画面 一括ダウンロード (2.7MB)

原産地証明書発給申請 (ステップ1～7)

ステップ1: 輸出しようとする商品の6桁ベースのHSコード (関税分類番号) を確認します。

ステップ2: 輸出しようとする商品のEPA税率の有無や税率を確認します。日本貿易振興機構 (JETRO) ホームページ「世界各国の関税率 (World Tariff)」において、HSコードでEPA税率の有無や税率を確認できます。

ステップ3: ...

### ① 日メキシコ協定における第一種特定原産地証明書の留意事項

赤枠内は理解を深めていただくための説明です。実際の証明書には印字されません。

AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED MEXICAN STATES FOR THE STRENGTHENING OF THE ECONOMIC PARTNERSHIP  
CERTIFICATE OF ORIGIN

1. Exporter's Name and Address  
2. Importer's Name and Address  
3. Description of Goods  
4. Date of Issue  
5. Signature of Issuing Authority  
6. Signature of Exporter  
7. Signature of Importer  
8. Signature of Designated Authority

赤枠内は理解を深めていただくための説明です。実際の証明書には印字されません。

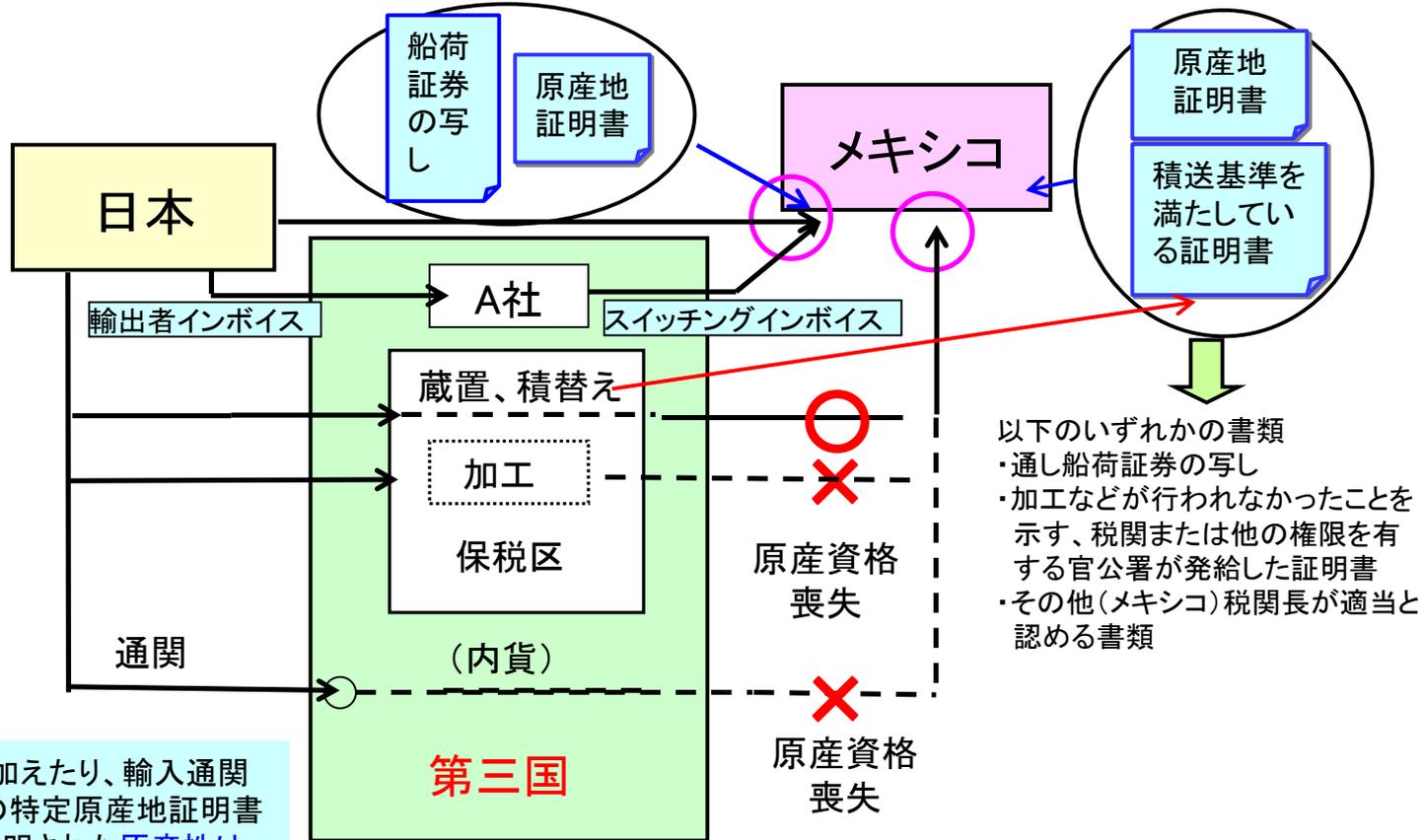
AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED MEXICAN STATES FOR THE STRENGTHENING OF THE ECONOMIC PARTNERSHIP  
CERTIFICATE OF ORIGIN

1. Exporter's Name and Address  
2. Importer's Name and Address  
3. Description of Goods  
4. Date of Issue  
5. Signature of Issuing Authority  
6. Signature of Exporter  
7. Signature of Importer  
8. Signature of Designated Authority

もっと詳しく知りたい方へ

# 積送基準 リンボイス

積送基準はEPA特惠関税適用の要件1つである。積送基準は直接輸送とも言われ、輸出国から輸入国まで対象産品の原産性を維持したまま輸送する事を要求している。従って、第三国で蔵置、積み替えて輸送する場合は、税関またはその他の権限を有する官公署発給の原産品の資格を失っていないことを証明する書類が必要。第三国で発出されるインボイスの受入れは可能



- 以下のいずれかの書類
- ・通し船荷証券の写し
  - ・加工などが行われなかったことを示す、税関または他の権限を有する官公署が発給した証明書
  - ・その他(メキシコ)税関長が適当と認める書類

EPAでは第三国で加工を加えたり、輸入通関すると、例え輸出国発行の特定原産地証明書があっても、その時点で証明された原産性は失効したことになるので注意を要する

## 一般特惠（GSP）税率適用品目の扱い

GSP税率適用対象品目のほとんどは、協定発効後、GSPの適用除外品目になる。従って、当該品目は日メキシコ特惠原産規則における原産地証明書が必要になる

### GSP原産地規則における原産地証明書

### 日メキシコ特惠原産地規則における原産地証明書

2017年4月1日現在、日メキシコEPA特惠税率の対象外（除外、再協議）であって、一般特惠税率の適用が可能な品目は268品目ある。これら品目は、従来のGSP原産地規則における原産地証明書（Form A）が必要。

（参照）税関「一般特惠税率の適用が可能な品目（対メキシコ）」

[http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido\\_tetsuduki/tokkei/mexico.pdf](http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/tokkei/mexico.pdf)

# メキシコ側関連情報

米州機構(Organization of American States: OAS)

[http://www.sice.oas.org/Trade/MEX\\_JPN\\_e/JPN\\_MEXind\\_e.asp](http://www.sice.oas.org/Trade/MEX_JPN_e/JPN_MEXind_e.asp)

メキシコ日本経済連携協定  
オフィス  
メキシコ経済省駐日代表部  
[http://www.mexicotradeandinvestment.com/index\\_ja.html](http://www.mexicotradeandinvestment.com/index_ja.html)

〒100-0014 東京都千代田区  
永田町2-15-2  
メキシコ大使館 別館3階  
Tel: 03-3506-6681

**Mexico-Japan Agreement for the Strengthening of the Economic Partnership**  
(This agreement has been marked up in HTML by SICE. A PDF version can be found here)

Index		
Introduction		
Chapter 1	Objectives	01
Article 1	Objective	01
Chapter 2	General Definitions	01
Article 2	General Definitions	01
Chapter 3	Trade in Goods	01
Section 1	General Rules	01
Article 3	National Treatment	01
Article 4	Classification of Goods	01
Article 5	Elimination of Customs Duties	01
Article 6	Origin Rules	01
Article 7	Import and Export Restrictions	01
Article 8	Protection of Geographical Indications for Spirits	01
Article 9	Sub-Committee on Trade in Goods	01
Article 10	Customs Regulations	01
Article 11	Definition	01
Section 2	Sanitary and Phytosanitary Measures	01
Article 12	Examination of Origin and Obligations	01
Article 13	Equity Points	01
Article 14	Sub-Committee on SPS Measures	01
Article 15	Non-application of Chapter 18	01
Section 3	Technical Regulations, Standards and Conformity Assessment Procedures	01
Article 16	Examination of Origin and Obligations	01
Article 17	Cooperation in the Field of Technical Regulations, Standards and Conformity Assessment Procedures	01
Article 18	Equity Points	01
Article 19	Sub-Committee on Technical Regulations, Standards and Conformity Assessment Procedures	01
Article 20	Non-application of Chapter 18	01
Article 21	Revision to Section 2	01
Chapter 4	Rules of Origin	01
Article 22	Originating Goods	01
Article 23	Regional Value Content	01
Article 24	Rules of Materials	01
Article 25	De Minimis	01
Article 26	Intermediate Materials	01
Article 27	Accessories	01
Article 28	Fungible Goods and Materials	01
Article 29	Sets, Kits or Composite Goods	01
Article 30	Industrial Materials	01
Article 31	Accessories, Spare Parts and Tools	01
Article 32	Packing Materials and Containers for Retail Sale	01
Article 33	Packing Materials and Containers for Shipment	01
Article 34	Non-Quality Operations	01
Article 35	Transshipment	01
Article 36	Application and Interpretation	01
Article 37	Sub-Committee, Consultation and Modifications	01
Article 38	Definitions	01
Chapter 5	Certificate of Origin and Customs Procedures	01
Section 1	Certificate of Origin	01
Article 39	Certificate of Origin	01
Article 40	Obligations Regarding Importations	01

**About the Agreement**  
Signature: 17 September 2004  
Entry into Force: 01 April 2005

**Trade Policy Developments**  
Related information

**Topics Covered in the Agreement**

- Objectives
- Customs
- Trade in Goods
  - Tariff Elimination
  - Trade Schedules
  - Sanitary and Phytosanitary Measures
  - Technical Barriers to Trade
- Rules of Origin
  - Specific Rules of Origin
- Customs Procedures
  - Origin Verifications
- Statistical and Phytosanitary Measures
- Investment
- Cross-Border Trade in Services
- Financial Services
- Temporary Entry of Business Persons
- Government Procurement
- Competition
- Improvement of Business Environment
- Statistical Cooperation
- Dispute Settlement
- Implementation and Operation
- Exceptions
- Final Provisions

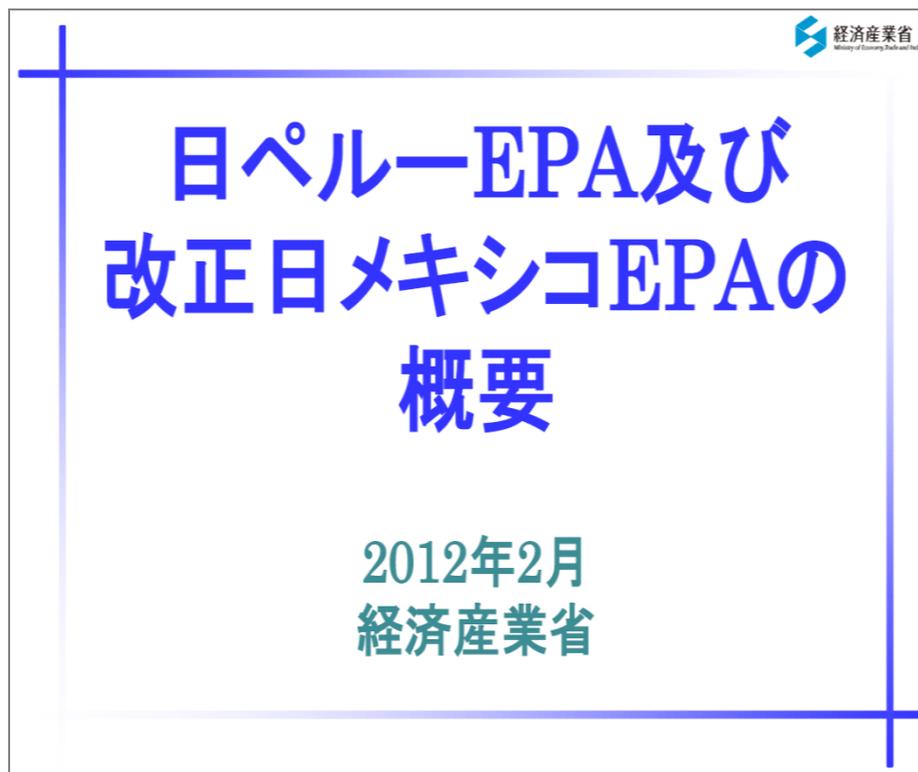
**Other related pages**

- Implementing Agreement pursuant to Article 112 of the Basic Agreement: 17 September 2004
- Documents relating to the Implementation of the Basic Agreement

## 関連マニュアル等

日ペルーEPA及び改正日メキシコEPAの概要  
経済産業省編

[http://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/epa/file/jpepa\\_seminar\\_meti.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/file/jpepa_seminar_meti.pdf)



# 本資料に関するお問い合わせ

日本貿易振興機構(ジェトロ)  
貿易投資相談課

貿易投資相談受付専用

電話:03-3582-5651

<https://www.jetro.go.jp/services/advice/>

**不許複製 禁無断転載**